

考えております。自民党の有力な方でも一応の
こういうめどを持つべきだという主張をやってお
るのです。とすれば、野党側はもちろんそうい
う主張をいたしておるわけでありまうから、私
は、少なくとも自治省においても、このお話は松
島さんも聞いておられたと思うのです。とすれ
ば、このくらいめどについて一体どうなのか。
どうでしょうか。

○松島政府委員 住民税の問題につきましては、
課税最低限を幾らにするかという問題、もとより
重要な問題でございますが、同時に、市町村民税
として考えました場合に、それが個々の地方団体
にどう影響するかという問題も、あわせて考えて
いかなければならないと思います。特に、市町村
と一口に申しますけれども、この間からいろいろ
御議論がございますように、最近の市町村の実態
というのは非常に開きが出てまいっております。

特になかの町村におきましては、課税所得とい
うものが平均して非常に低い状態になってきてお
りますので、この場合に課税最低限の引き上げの
与えやすさというものが非常に違ってくるわけで
ございます。その結果、課税最低限の引き上げによ
って納税義務者が非常に急激に町村あたりで減少
してまいることになります。市町村民税とい
うものの性格からまた考えなければならぬ問題
もいろいろ出てまいります。そういったことから
私どももいたしまして、抽象的に、あるいは
一般的に申しますならば、課税最低限をできる
だけ引き上げたいという気持ちを強く持つており
ますけれども、それを市町村民税として町村まで
おろして考えました場合に、どの程度が適当かと
いうことにつきましては、今後の町村におきま
す所得の増加状況というものにも合わせながら、
問題を考えていかなければならないのではな
いかというふうに考えております。

○山口(鶴)委員 少なくとも、与党の有力議員の
方もそういう主張をしておられる。野党はもちろ
ん七割じや足りぬ、八割ぐらゐまで引き上げるべ
きだ、こういう主張をいたしておるわけですね。

与野党とも、ある程度この住民税がいまや非常に
低所得層の方に重たい、これは軽減しなければなら
ぬ、こういうことについては一致していると思
うのです。とすれば、私は当然自治省として
も、このことについては慎重に考慮すべきじゃな
いのか、こう思います。

そこで、問題なのは、秋吉さんもおられますが、
松島さんが言われるような貧弱町村の事情も、も
ちろん私もわかるわけです。ですからこそ、昭
和四十三年度において七百億円の減税に伴う減収
補てんをせぬことは、たいへんけしからぬじゃな
いかという議論があるわけですね。ことし、まさ
に悪例ですよ。いまだ減収補てんというものは
ずっとやってきたわけなんです。なぜことし
はそれはせぬのだったのですか。

○秋吉説明員 大蔵省の考え方といたしまして
は、地方税の減税による減収の財源措置というの
は、本来地方税の減税でございますから、それは
地方税の自然増収等をもって処理されるべきが筋
合であるという考え方を持っております。本年
の地方財政計画から伺いますと、この七百数十億
の減税をいたしても、なおかつ地方税におき
ましては、自動車取得税の増もございしますが、四
千億の増をこすような増収が期待できるという
ようなこともございまして、地方財政計画からい
たしますと、相当の減税をいたしても十分カ
バーできるという状況でございします。した
がいまして、地方税の減税につきましては地方の
財源でまかなうという筋合いで、しかも本年は地
方財政計画等によって十分それが見通しがつく
というところでございします。

○山口(鶴)委員 従来、本文に統一したときも減
収補てんはしたでしょう。やってきたのが今日ま
での例なんです。今回やらなかったのは、これ
は筋違いということになるのです。

そこで、さらに私は申し上げたいのですが、地
方財政計画全般で見れば、確かに増税分もある
じゃないか、それでまかなえるんじゃないかとい
う話も一応できるかもしれせん。しかし、問題

は、税務局長も言っておるように、特に貧弱町村
において、かりに住民税の課税最低限を引き上げ
た場合、そういう町村に大きな影響がある。そこ
が問題なのだということを言っておられるわけ
ですね。ですから地方財政計画全体を見れば、確
かに税の自然増収と減税、一応いまお話しになつた
ようなことは言えるでしょう。しかし、問題は、
地方財政計画全体で市町村は何も財政運営をや
っておるのじゃないのですから、個々の村へ行け
ば、個々の村の税収でもって、しかもまた交付税
をもらって、そうして財政運営をやっておるわけ
でしょう。とすれば、地方財政計画全般でもって
議論することは私は当を得ないと思うのです。よ
うだからこそ減収補てんというものが必要なんじや
ないでしょうか。いかがですか。

○秋吉説明員 個々の地方団体の地方財政需要を
カバーするのは、これはまた別の方面から交付税
の傾斜的な措置と配分というような問題で十分措
置されることになっております。それから本年
は、御承知のように国の財政におきましては実質
減税ゼロという状況でございします。そう
いった点から考えまして、本年の地方税減税が
ございしても、国の減収補てんをするという余力
は全くないという事情もあわせ御賢察を願いた
いと思ひます。

○山口(鶴)委員 今回の例が全く異例であつて、
従来のよき慣例を破るものだということだけは、
ひとつ秋吉さんも認めていただいたいの思ふので
すね、いままでの経過がそうなんです。

時間もありませんから、大蔵省とのやりとりは
やめておこうと思ひますが、税務局長どうでし
ょうか。与党でも、この課税最低限を引き上げるべ
きだ。めどについてはいろいろ議論があります。
しかし、所得税の課税最低限の七割ぐらゐまでは
持つていくべきだという意見もあるわけですね。野
党ももちろんそれ以上の主張をいたしておるわけ
であります。この問題については、国会において
ある程度の意思が表明されますならば、当局とし
ては当然その実現のために努力をいたいただくとい

ことは、これはできるでしょう。

○松島政府委員 国会の御意思に従つて私も仕
事をするわけでございします。で、国会でそういう
御意向が表明されますならば、できるだけ御趣旨
に沿うよう努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 それでは、この点はさらに与野
党で御相談があると思ひますから、一応住民税の
課税最低限については、以上でとめておきます。
それから次に、中小企業者に対するところの減
税の問題であります。所得税につきましては、
青色申告者については完全給与制というものを昭
和四十三年、本年度から実施をするということ
で税法改正が提案されておるようであります。そ
ういたしますと、私は、地方税におきまして、い
わば事業所得者の住民税におきまして、当然こ
ういった完全給与制というものがとられてしかる
べきではないかと思ひますが、この事業
専従者控除のあり方について自治省としてはどう
お考えですか。所得税の一年おくれというかつこ
うになっておりますから、少なくとも昭和四十四
年においては、この事業専従者控除のあり方につ
いては一体どのようにお考えになっております
か。所得税との見合ひにおいてひとつお答えを
いただきたいと思います。

○松島政府委員 所得税において、青色申告者に
つきまして完全給与制を採用することになりまし
たので、地方税においてこれをどうするかという
問題はたいへん大きな問題で、私もいろいろ
検討をいたしておる段階でございします。
この専従者控除というものの経緯から考えま
すと、これが現在では必要経費という扱いになつて
おりますけれども、その途中の経過におきまして
は、たとえば配偶者控除との差額控除をするとい
うような制度があつたりいたしまして、必ずしも
必要経費という考え方で全部割り切られていたと
考えられない面もございまして、一種の所得控除
的な面も含んでおつたように考えられます。そう
いった点から地方税におきましては別の控除限度
額を設けてきたわけでございしますが、所得税にお

きまして、完全給与制で、支払った給与について、それが適正なものである限り必要経費に算入するということになりましたので、私も従来からの考え方を一歩前進させなければならぬ段階にきているというふうには感じております。ただ、これを所得税並みにいたしますと、地方税収入に及ばず影響もかなり大きいものがございます。また、かたがた御承知のとおり、国の場合は所得税だけの問題でございますけれども、地方税の場合には事業税、住民税両方の税に共通する問題でございます。事業税におきましては、御承知のとおり別に事業主控除という制度がございます。事業主控除というものの性格をどう考えるかということもなかなかむずかしい問題でございます。これは当初の沿革から申しますと、最初は免

税点でございましたが、その後基礎控除になり、さらに事業主控除というふうに名称が変わってきております。こういうふうな名称が変わってきましてこのうちには、事業主の勤労所得部分については課税しないという思想も一部含まれてはいるものというふうに考えられるのでございます。もしもそういうものでございまして、専従者控除と事業主控除との関係をどう考えるべきかというむずかしい問題がございます。事業主控除については支払った給与をそのまま考慮する。事業主については現在二十七万円でございますけれども、二十七万円ではないのかどうか。専従者のほうが事業主より多くなるような場合も完全給与制にいたしましたと予想されるわけでございますが、そういう場合には、事業主控除とは一体何だというふうな問題も出てまいります。したがって、私どもといたしましては、こういった問題を税の体系上説明し尽くし得るような結論を得ませんと、所得税がやたらからといって簡単に乗っけていけないという問題がございます。そういう点からいろいろと検討をいたしておりますが、何ぶんにも現在の段階では、昭和四十二年度の所得税の専従者控除額と事業税の控除額は非常な開きがございます。私どもといたしましては、まず第一番目にそ

の差を縮めていくことが、将来どう解決するにしても、必要なことではなからうか、こういう観点から今回の専従者控除において大幅な引き上げを実施をすることとして御提案を申し上げているわけでございます。そういう点も一つのステップにいたしました。来年度以降の問題としてこの問題をできるだけ早く解決をいたしてまいりたいと考えております。

○山口(鶴)委員 今年とりあえず控除額を引き上げた。しかし明年所得税が完全給与制をとるということになれば、事業主控除、専従者控除との関係を検討すべきではあるけれども、とにかく中小企業者に対しては減税の方向で努力をするんだ、こういうふうにして了解してよろしいわけですね。

○松島政府委員 ただいまの段階で、明年度から専従者控除を完全給与制に地方税においてもするということも明言いたしかねる段階ではございまして、将来の方向としては、そういうこととを念頭に置きながら努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○山口(鶴)委員 そこで、私は次官にお尋ねしたいと思うのですが、この給与所得者の住民税の課税最低限を引き上げていくということ、それからまた、中小企業者の控除についてもやはり引き上げていかなければならない、所得税の見合いにおきまして当然これはすべきだと思ふのです。

そこで問題になりますのは、先ほどから議論をいたしました減収補てんの問題、今回はたいへんな悪例だったのではないかと気が持ちはしますが、今後の地方税を減税をしていく場合に、必ずこのことは問題になると思うのですが、今後減税の方向をとるということに対する御見解、並びにこれの減収補てんに対する御見解をここで承ておきたいと思ふのです。

○細田政府委員 先ほどお話が出ておりました課税最低限の問題につきましては、すでにしばしば本会議の質疑でも、あるいは当委員会の質疑等でも出ておることでございます。私は、何らかの形で、ただいま税務局長もお答えいたしました

が、よりはつきり申しますと、めどをつけるべきだ、かように存じております。ただ、めどのつけ方は、所得税とは性格が違いますので、ずばり百万円というふうなものになるかどうかというふうなことは、これはまた考慮を要するのではないかと、ただ成り行きでいうだけではいけないのじゃないか、かように存じております。

それから、いまの専従者控除の問題につきましては、完全給与制というものはやはり一つの方向だと思ふ。ただ事業主控除との関係その他ございまして、先ほど税務局長がお答えをいたしましたような方向で、これはやはりわれわれにも当面課せられておる課題である、かように考えておりますので、慎重に検討いたしますが、方向といたしましては、お説のような方向ではなからうか、かように思っております。

なお、減税いたします際の補てんの問題でございますが、たてまえとしては、これはもう補てんするというのがたてまえでなければならぬと思ふ。ただ、先ほど大蔵省の主計官からもお答えいたしました、やはり国の財政にいたしまして、地方財政にいたしまして、非常に流動いたします。そういう点から考えまして、これは絶対に減税を幾らかやったら、直ちにそれは必ず補てんしなければならぬ、こういうのはやはりとるべきではない。原則としてはやはりそう考えるべきである、かように思っております。年々の予算編成につきましては、中央、地方を通ずる財政の状況を勘案しながらこれは考えていくべきである。しかし、原則は補てんを考へて、国のほうで考へてもらうべきだ、かように存じておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 どうも歯切れがあまりよくないように思ふのです。少なくとも住民税についても一応の減税のめどというものはつけるべきである。それから、中小企業者の面につきましても、完全給与制というふうなどうかは別として、これもある程度の控除の引き上げというものは考へるべきであるということだろうと思ふますが、

少なくとも所得税において明確な金額を含めためどが出ている以上、地方税についても当然何らかのめどというものを付けていくべきではないだろうか、こう思ふ。この点につきましては、また与野党でお話もあるかと思ふ。それから繰り返しませんけれども、少なくとも現在住民税の負担が非常に重たいということが世論になっております以上、当然そのめどというものを考へるべきである、かようにこの際申し上げておきたいと存じます。

それから、次に県民税の問題ですが、いま所得税は十五段階の累進課税になっております。それから市町村民税につきましては、これも十三段階の累進税率になっている。その中で県民税だけは二段階の比例税率になっている。これは所得税の減税分を県民税の増徴に振りかえたという経過があったことは私も承知をいたしておりますが、いかにもおかしいと思ふのです。府県というのは、その性格からいって当然市町村と国との中間にあつて、そして自治体ではございまして、市町村ではやれないところの補完的な仕事をやっているということだと思ふ。だから本来、国が十五段階の累進税率、市町村民税が十三段階の累進税率であるとするならば、県民税はその間をとって十四段階の累進税率にするのがあたりまえじゃないですか。なぜこれだけ全く性格が変わった二段階になっておるのか。私は理屈が通らぬと思ふのです。昨年の本会議におきまして私が質問いたしましたら、当時の藤枝自治大臣が、県民税の累進の問題についても検討をしたいという御答弁があつたように記憶をいたしております。が、これを手直しするおつもりはございますか、お尋ねをいたします。

○松島政府委員 住民税の税率の刻み方をどうすべきかということにつきましては、いろいろ議論がございます。先ほど申し上げましたように、所得税と住民税との性格の相違からして、むしろ住民税の税率というものは累進性の低いものであるべきだという議論がございます。特に税制調査会

が、よりつきり申しますと、めどをつけるべきだ、かように存じております。ただ、めどのつけ方は、所得税とは性格が違いますので、ずばり百万円というふうなものになるかどうかというふうなことは、これはまた考慮を要するのではないかと、ただ成り行きでいうだけではいけないのじゃないか、かように存じております。

あたりでは、むしろそういう意味から言えば、市町村民税の税率を県民税のように非常に低い、フラットなものにすべきだという御意見もあるわけでございます。私も所得税と住民税との性格の相違というのを考えますと、住民税についてはあまり大きな累進税率制度をとることが適当かどうかというところは、確かに問題であらうというふうに考えております。しかしながら、それならなぜ市町村民税の累進税率をもう少し簡素にしないのかということでございますが、これにつきましてはいろいろ検討はいたしておるのでございまして、けれども、何ぶんにも現在の段階において税率をフラットにするということは、上の税率を下げるという、いわゆる減税による以外に方法がないわけでございますので、現段階におきましては、市町村税収入の面からいっても非常に困難があるというところで、実現を見ない段階にあるわけでございます。しかし、考え方としては、むしろ県民税の税率のような形で市町村民税の税率をしていきたいというふうに私も私としては考えております。

○山口(鶴)委員 どうもそれは賛成でございます。いま所得税、県民税、市町村民税と三つあるうち、二つは累進税率なんですから、そちらへ県民税を持っていくのがあたりまえなんであって、何も比例税率のほうにほかのほうを持っていくというふうなことは——これはもうそうでなくとも、二段階の比例税率にしたときには、高額所得者には減税、低額所得者には増税だという国民の批判を受けたでしょう。したがって、悪いほうに持っていくというふうなことはすべきではない。少なくとも所得税が十五段階であり、市町村民税が十三段階であるならば、当然その間をとって十四段階にすべきである、私はこう思います。この点も一応私たちの考え方だけ申し上げておきたいと思ひます。

それから、次は自動車取得税に關係をする問題であります。税法六百九十九条の十七を見ますと、特別な事情があるものについては県の条例で減免ができる、こういう規定がございまして、これ

に身体障害者をお考えになっておりますか。

○松島政府委員 身体障害者に対しまして自動車取得税の減免の問題につきましては、いろいろ御意見がございまして、私も検討いたしました。この税の性格から見まして、一般的に用途による非課税の規定を設けることは適当でないという判断で、税法上は特別の非課税の規定は設けておりませんが、具体的な取り扱いの問題といたしまして、御指摘のような問題は条例でもって措置をいたすというふうな指導をいたしたいと考えております。

○山口(鶴)委員 その点はやや明確なお答えをいただきまして、ひとつ指導につきましては万全を期していただきたいと思います。

それから、この交付の基準につきまして、当委員会でも委員會議の間に配分案についての基準を示すべきであるという要求があったわけでありまして、この配分案につきましても、この基準は本日お示しをいただきたいと思います。

○松島政府委員 先ほどお配りいたしました資料のページの三でございまして、ただいま考えております基準といたしましては、幅員が二・五メートル未満の道路を除く、この趣旨は、一応自動車取得税でございまして、自動車が通れます程度の道路以上を交付の対象にいたしたいというところでございまして、

それから、二番目といたしまして「市町村の面積又は道路面積に対する人口の割合等を基準とし、自動車交通の実態を反映するように補正係数を定めるものとする。」前回、市町村ごとの自動車の保有台数を基準にして配分してはどうかという依田委員からの御指摘がございましたが、市町村別に自動車保有台数を正確に出すことは非常に困難がございまして、そこで、私もいたしましては、最近調べておりますと、自動車の保有台数と人口とはほぼ比例關係にあるように見受けられますので、そういった実態を基礎にいたしまして、人口と道路との關係、あるいは市町村の面積との關係というものを基準にいたしまして配分すれば、間接的には自動車の保有台数というふう

なものも反映をするのではないかとこのように考えておりました。そういったことを基準にして配分をいたしたいと考えております。

○山口(鶴)委員 次に、いただきました資料の「その二」に、中古車の積算の基礎がございまして、どうでしょうか、この免税点が十萬円でありますが、二十萬円にこれを引き上げた場合に、税収の見積りにおいて一体何ばくらい昭和四十三年度は動きましますか。また、平年度におきましてはどのくらいの移動が見込みでありますか、その辺はおわかりですか。

○松島政府委員 ちょっと資料を調べますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○山口(鶴)委員 それでは、ほかのことを尋ねておきます間にひとつお調べをいただきたいと思います。過般、釧路市におきまして工場誘致条例を廃止いたしましたことにかみまして裁判が行なわれたわけでありまして、私たちがすれば、当然、大企業を優遇するよりは、福祉行政なりあるいは公害対策を進めるべきである、したがって、現在、大企業を優遇するようない工場誘致条例、固定資産税の減免であるとか不動産取得税の減免などというものは、これはすべきではない、むしろ工場立地に對して、いろいろ整備をし援助をしていくとするならば、それは自治体ではなくて國がすべきであるということをおかねがね主張してまいりましたわけでありまして、今回釧路市の事件に對しまして下された裁判所の判決というものを、私も私どもはもう手を上げて歓迎をいたすわけでありまして、ところが、この判決がございまして、通産省の立地指導課長さんでありますとか自治省の行政課長さんでありますとかあるいは岡田参事官でありますとか、いろいろな方が談話を発表をいたしております。それを拝見いたしますと、通産省の立地指導課長さんは、工場誘致条例があるほうにやはり工場がいくのではないかと。したがって今回の判決について法律的な問題はとやかく言うつもりはないけれども、全国的にこのような傾向が広がる

と、産業行政を進める上では問題がある、こういうことを言われているわけでありまして。ところが、一方、自治省の岡田参事官の談話というのが出ておりました。自治省としてはかねて自治体が進出工場に奨励金や助成金を交付することは好ましくないと考えており、今回の判決はこのような制度をやめる刺激剤となる意味で歓迎できる、こういう趣旨の談話をしておられます。まことにけつこうだと思ふのであります。ところが、一方、自治省の林行政課長さんは、岡田さんがせっかくそういういい談話をしておられますのに對しまして、条例を改廃してこれを打ち切ることには混乱を起す。したがって経過措置については慎重にやるべきであるというふうな、言うならば通産省に肩入れするような談話をしておられます。自治省の中で見解が違つておられることでは私は困ると思ふのです。

そこで、お尋ねをしますが、自治省としては、岡田参事官の出した談話のような趣旨のお考え方なんでしょうか。それがひとつ、それから、私は通産省のほうにお尋ねしたいのですが、こういうものはやはり國がやるべきであって、自治体にしわ寄せするというのは間違ひだ、かように思ひます。この点に對する御見解は一体どうでしょう、お尋ねをいたします。

○松島政府委員 自治省といたしましては、前々から、工場誘致につきましても、税の軽減措置につきましては、特定の企業に税の優遇をするということは税負担の面から不均衡を来たすおそれもあり、あまり歓迎すべきことではないという態度をとつてきたことは御承知のとおりであります。もし必要があれば、そういう税を減免するにかえて、やはり必要な施設をしていくというふうな積極的な面で、一般の住民も利益を得るような形で、協力をしてはどうかということを言つてまいりました。

いま御指摘にありました岡田参事官並びに林行政課長の談話の件でございまして、私も新聞を見て承知をした程度でございまして、どういふ意図

からの発言が詳しく承知いたしておられませんが、一般的には岡田君の言うとおりであらうと思ひます。ただ、こういうすでにあるものを廃止するといふ場合には、それ相当の配慮をしながら、混乱を起さないようにしていくべきであるといふことは、一般論として言えるわけでございます。そして、そういう意味でおそらく行政課長が言っているのだと思ひます。内容的にはそれほど違ひはないのではないかと考へておられます。

○矢島説明員 新聞を私も拝見しまして、通産省の課長の談話というのをここに見ましたが、若干新聞に出てゐることは通産省の考へ方と違ふようなふうに出てゐるように見受けられます。この際その点を明らかにして御説明いたしたいと思ひます。

企業が立地する際におきましては、何と申しましてもまずその自然条件、あるいは立地条件と申しますか、たとえば港湾の条件あるいは輸送条件あるいは労働条件あるいは工業用水、そういうような立地条件をまず基本的に考へて立地するわけでございます。企業誘致条例に基づく諸般の恩典措置といふものは、その際いわば付加的に考へられる要件でございます。これが絶対的な条件ではない。やはり基本的には立地条件が基礎になつて立地を決定することになるわけでございます。しかしながら、そういうような立地条件のみ、経済的要素だけでやつておつたのでは、地域開発ができないわけでございます。通産省は、予算あるいは財政投融資その他を通じていろいろな施策を講じておりまして、それによりまして企業の自然条件のみによらないで、地域開発の点も考へて指導してゐるわけでございます。そういうような状況でございます。御指摘のように基本的には国の諸施策によつて企業を諸地域に分散するというのが本来の方向であると思ひます。

定な条件、ある場合には恩典がある、ある場合にはないといふような不安定な条件であります。国の諸施策によりまして企業を誘致するようにいろいろ努力していることが、場合によつて非常に困難となるという点が生ずるのではないかと。その点を心配しておるわけでございます。これによつて基本的に、このタイトルにありますように「産業行政に支障」がある、そういうようなことではないと思ひます。

○山口(鶴)委員 自治省の見解とすれば、岡田参事官が述べているような趣旨である。また、通産省としても、これによつて産業行政に著しい問題があるといふ趣旨ではないといふ御答弁がありましたが、一応考へ方はわかりました。やはり地方自治体がこのような財政的な負担をすることによつて、一般住民の福祉行政というものがいわば軽視されるということにはよくないことである。今後ともこの点につきましましては、自治省としても十分な御指導をしていただきますように、これはお願いをいたしておきます。

そこで、また前の問題に戻りますが、自動車取得税について免税点十万円を二十万円あるいは十五万円といふふうな引き上げた場合の収収の移動は一体どのくらいでありますか、おわかりですか。

○松島政府委員 一応二十万円に引き上げました場合の試算をさせていただきますが、二十三億程度でございます。

○山口(鶴)委員 そういたしますと、率からいくと何%くらいですか。三百数十億だと思ひますから……

○松島政府委員 これは平年度計算でいたしておりますので、五百億ばかりに對しては二十億でありますから、四%程度になります。

○山口(鶴)委員 十五万円あるいは三十万円というものの對する試算はございますか。

○松島政府委員 ございません。

○山口(鶴)委員 二十万円に引き上げてまいりました。一応二十万円について計算をしたといふことではないか。

○松島政府委員 二十万円に引き上げてまいりました。一応二十万円について計算をしたといふことではないか。

○山口(鶴)委員 それでは、これにつきましては二十万円について本年度は二十三億よりさらに下回るのじゃないかと思ひますが、その金額、それから平年度にいたしました場合、二十三億といふことでありますから五%弱といふことだと思ひますが、これはひとつ資料として皆さんに御提示をいただきたいと思ひます。

○松島政府委員 二十万円にいたしました場合の初年度分の計算はすぐできますけれども、そのほかの場合をいろいろ想定をいたしまして計算いたしますことは、このお手元に差し上げました図を……

……二枚目の表でございますが、この免税点の欄が、上げますと右側から左側へ移つてまいります。移つてまいりますと、それによつて平均単価という線もまた左側に移つてくる。それに應じまして課税台数も変わつてまいります。この曲線に基づきまして平均台数を出しますのは、これは私ども数学の知識はあまりございませんが、対数の計算でも出て出しますもので、非常な手数がかかりまして、それも自動車一種類ではございませんで、乗用車でございましてトランクでございまして、小型車でありまして、それぞれ種類別にこの計算をいたして積算をしていくわけ

でございますので、その金額がいろいろ変わつてまいりまして、すぐにはいふわけにはなかなかないと思ひます。少なくとも、全種類についてそういう計算をするとなると、最小限一日以上は必要かと存じます。

○山口(鶴)委員 一日かかるなら一日かけても計算をして、ひとつ提示してください。

それから、二十万円に引き上げた場合の初年度分の金額についても、ひとつ計算をして委員会に御提示をいただきますように、これは委員長のお計らいをお願いしておきます。

ここで意見を申し上げておきたいと思ひますが、平年度で二十三億程度の減収といふことであれば五%足らずですね。このくらいなら、私は当然免税点を引き上げていただいても、そうそう税額全体に大きな移動があるわけはありせんから、せめて二十万円くらいまで免税点を引き上げていただくように、これはお願いしたいと思ひます。せつかく自治省も二十万円に引き上げた場合の計算等もしておるわけでありまして、ある程度のお覚悟はしているんじゃないかと推察しますので、一応この点については私どもの考へ方をこの際申し上げておきたいと存じます。

それでは、最後に、大都市財政、それから国民健康保険税の問題について若干触れたいと思ひます。

最初に大都市財政であります。指定都市が、資料もいただきましたように、他の市町村と違つて府県にかつての事務を扱つておる、しかもそれに対するところの財源といふものが確保されていなく、この指定都市に對して与えられておるべきである、こういうお考へ方を持つておられるんじゃないかと思ひますが、過般の委員会でも評論家的な意味での意見をいろいろ承つたのでございまして、そうではなしに、緊急当面するこの大都市財政の窮迫に對して、少なくとも指定都市に對してはどのような財源措置をしよう

しておられるのか、この点ひとつ御意見をいただきたいと思うのです。

○松島政府委員 指定都市の財源問題につきましては、従来から指定都市がその区域内の国道、県道の管理をしておるというような点に着目をして、軽油引取税の配分等につきましても、かなりの傾斜的な補正率を定めまして、指定都市の財源の充実をはかるという方向でやっております。また、これは増税につながるというおしかりはあるかも知れませんが、都市計画税の負担調整率につきましても、都市計画税の充実の見地から、一般の固定資産税より高めて財源の充実をはかってまいり、また、今回提案をいたしております自動車取得税につきましても、何と申しましても自動車の取得件数は大都市を含む府県において多いわけでございますので、この税はその大きな部分が大都市に交付される、こういうような仕組みになると思われまして、そういう面を通じて指定都市の財源充実に努力をいたしてまいってきたわけでありまして、

なお、今後の問題といたしまして考えられる点は幾つかございまして、何と申しましても、具体的な税目をあげて議論をいたすということになりますと、それによって起こりますいろいろな影響を考えてまいらなければなりませんので、これはもうしばらく検討させていただきたいと思っております。

○山口(鶴)委員 自治省のほうからいただきました資料によりますと、大都市の事務移譲にかかる財政需要、その他の土木費で四億五千二百万円、社会福祉費で十三億二千九百万円、保健衛生費で十一億二千万円、合計二十九億九百万円、こういう数字であります。これもこれだけの数字ではないような考えを私も持つわけですが、それは別として、ここに出ておられます少なくとも二十九億の財政需要というのを見合ふ財源というものは、ただいまいろいろ御説明をいただきましたが、そういうものでこれだけの財政需要はほぼまかなっているという状態なんですか、これをま

かなっていないという状態なんですか。

○松島政府委員 先ほど申し上げましたことは、主として道路費、都市計画税の財源に属します。その財源をもって社会福祉費なり保健衛生費がまかなわれているというわけにはいかならないと思っております。この面につきましては、結局交付税を通じて財政需要全体の問題として処理をされているというふうを考えております。

○山口(鶴)委員 どうも大都市が交付税をもらっているという状態は、これはだれが考えても正常な姿ではないと思うのです。ですから、私は自治省財政局の資料によります二十九億、特に土木費を除きました十三億と十一億、二十四億程度のものが交付税でもって財政需要を見ておるという状態は、これはいかかと思うわけですが、この大都市財政の問題につきましては、わが党としてあらためて特例法を本国会に提案をいたしまして、御審議もいただきたいと思っておりますので、こまかい議論は避けますが、少なくともこの緊急差し追った大都市財政、しかも事務移譲に基づきます財政需要について十分な財政措置をなされたいなというところについては、きわめて遺憾であるということをお願いしておきたいと思っております。

それから、これに關係をいたしまして、最近物価関係協議会というのが行なわれまして、都市交通対策報告というものを提出したというところが新聞に出ております。これを拝見いたしますと、地下鉄への資金配分については道路目的財源である揮発油税などを地下鉄建設の資金として充てるべきだという趣旨のことがあり、この点について報告も触れておるようであります。自治省としては、揮発油税を地下鉄建設に対して、これは道路の構築と同じようなものなんだから、当然配分をすべきだ、こういう趣旨で今後とも対処されるというふうな理解してよろしいわけでございますか。

○細郷政府委員 例の物価対策関係協議会では、御承知のように、昨年の九月に、都市交通問題について広く検討することになっておりまして、その後関係省の間で検討いたしました。なかなか問題が大きい、幅が広いということから、今回は問題点の指摘をして今後の検討にまとう、こういうことになったのでございまして、その間におきまして、地下鉄の問題も出てまいりました。その財源をどうするかというようにもございまして、私も言っておりますように、地下鉄に対して、私も言っておりますように、地下鉄に制度を導入すべきかどうかということについて、必ずしも意見が一致をしておりません。したがって、その財源をどうするかということも、そういう意味では政府部内でまだ統一をされておりません。自治省としては、地下鉄について、かねてからの道路にかわるものという意味では、負担金の制度を導入すべきであるという主張はなお続いております。思っておりますが、その財源は揮発油税だということまでまだ踏み切っておりません。

○山口(鶴)委員 道路に対して揮発油税の譲与が現在ある。そういう中で、地下鉄の建設を握ります経費については、当然道路とみなして譲与税等財源補てんをすべきだというふうに私も考えるわけですが、自治省としては、その財源は当然充てべきであるが、それを揮発油税の譲与という形にまで踏み切ったと考えていないというお話であります。政務次官、この点はどうか。少なくとも、現在当面する都市交通の問題等を考えますときに、相当思い切った財源の付与を考へるべきじゃないかと思うのですが、お考えをひとつお示しいただきたい。

○細郷政府委員 大都市の交通問題を解決するには、地下鉄網の整備は最大の問題だと思います。したがって、私は個人的にも地下鉄網の拡充ということをやってもずっとやってきたわけでございます。

そこで、問題になりますのは、何と申しましても、一キロ五十億、あるいはもっと高いところもあるわけでございますが、そういうばく大な金が必要ですので、採算のベースへ乗せるということにはよほど先のことになるわけでございます。したがって、一方では地下鉄網を拡充しなければならぬ。しかし、これを企業の負担にするということになりますと、これはやっていけない。運賃でもまかない切れる問題ではございません。そこで、何らかの形で、これを企業ベースでなく、補給という財源を見つけていかなければ問題は解決しない。これはもうどうなってもわかっており、天下の定説になっておると思っております。

そこで問題は、ただいままでのところ、ほぼつそう傾向になっておりますけれども、そういう点については、まだほんの入り口にいるというふうなところでは、まだほんの入り口にいるというふうなところは、起債をどんどんやっていくというふうなことは、地下鉄は拡充できない、かように思っています。ただ、揮発油税の關係ですが、これは何と申しましても道路のほうであるというところから少し問題が残されていると思っております。ということは、揮発油関係の税金を納めるものの大宗は何と申しましても自動車でございますが、自動車は地下鉄を通らないわけでございますから、若干そこら問題がございまして、やはり揮発油税からというのはいくつかの御意見でございまして、というところは、結局何かの形で地下鉄の建設費、トンネルを掘る費用を出さなければならぬのではないかと、そこで道路の交通緩和とか、いろいろな点にも關係があるからというところだと思っております。したがって、一つの考え方ではございまして、いま細郷局長が言いましたように、当然これは揮発油税から持たせていっていかるべきものではないところろは、必ずしもはつきり結論は出ておらないと思っております。したがって、揮発油税から持たせていくということも含めまして、この財源については根本的に考えていかなければならぬ、かように存じておる次第でございます。

○山口(鶴)委員 経済企画庁では当然揮発油税の

譲与でもってまかなうべきだという主張をされた。ところが、建設省の反対でどうもそのことが一致を見なかったと報道されておるわけであり、自治省が経済企画庁が考へておる考え方よりも後退しているようなことでは私は残念だと思ひます。せつかく経済企画庁がそのような主張をいたしている状態でありますれば、自治省はこの大都市の交通問題、しかも地下鉄の財政状況については、政務次官もお触れになりましたが、そういうきわめて困難な状態でありますれば、これはひとつ経済企画庁以上とはいひませんけれども、経済企画庁が考へておる構想は当然持つて対処すべきではないだろうかというふうに考へます。

最後に、私は国民健康保険税のことをお尋ねして終りたいと思ひますが、いろいろ資料をいただきましたけれども、昭和四十三年度は一世帯当たりの負担額が一体どのくらいになる計算でしょうか。一世帯当たりの平均の負担額及び一人当たりの平均負担額がおわかりでしたら、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○松島政府委員 決算は四十一年度までしか出ておりませんが、四十一年度では納税義務者一人当たり八千六百九十一円、被保険者一人当たり二千三百六十円になっております。従来からの増加状況から申しますと、四十二年を中にはさんでの四十三年度でございまして、大体納税義務者一人当たり一万円前後、被保険者一人当たり二千五百円くらいになるのじゃないかというふうに考へられます。

○山口(鶴)委員 そうしますと、伸び率は最近の傾向としては一年どのくらいですか。

○松島政府委員 大体一一〇程度ではないかと思ひます。

○山口(鶴)委員 当委員会でも、この健康保険税が非常に高い——四十一年の決算で一世帯当たりが八千六百九十一円、一〇〇ずつ二年伸びて、昭和四十三年の見込みとしては一世帯約一万円と、非常に高額な負担になるわけですね。しかも、こ

れを見ますと、年収二十万円から三十万円、それから三十万円から四十万円、四十万円から五十万円、こういった層が非常に大きい負担をしておるわけですね。昭和四十一年の資料で見ますと、一世帯当たり八千六百九十一円という平均の負担をしており、所得階層はどのくらいかということになります。大体三十万円から四十万円くらいの所得の方が平均の負担をしておる。これはもう非常に高額な負担ではないかと思ひます。当委員会ではばしば議論されましたように、これは住民税のよりに標準税率というものを設けて、そうしてそれで上がった税額と実際の支出、その差は交付税のような形で埋めていくということになれば、もう一般住民の負担というものはどうにもならぬと思ひます。大体私の言ひましたように、二十万円から三十万円、三十万円から四十万円、このくらいの年収の方が平均の負担をやっているという状況はそのとおりでしょう。

○松島政府委員 御指摘のとおりでございまして。

○山口(鶴)委員 そういたしますと、二十万円から三十万円くらいの年収しかない方が、昭和四十三年には一万円もの保険税を負担しなければならぬということになる。これは、実に所得の二十分の一あるいは三十分の一という高額な税金を納める。こんな高率な税金は他にないと思ひます。どうですか、次官。こういった過重な負担をすみやかに改善することは、もう緊急の要務じゃないでしょうか。お考え方があればひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○細田政府委員 国保税が特に零細な所得階層にとりまして非常に重いものであり、また、だんだん重くなってまいってきておるということは、御指摘のとおりでございまして。政府としては、医療保険の抜本的改正をいろいろ考へておるところでございまして、私も住民の立場、国民の立場から考へまして、早晩この問題は解決しなければならぬような立場にまいっておるのではありませんか、かように存じます。ただ、保険税と称しましても、あくまでもいまは保険である、こうい

うたてまえをとっておるわけでございます。ただいまのようなお説になりますと、保険というようなものをくずす根本的な問題に触れてまいるのでございまして、こういうことにつきましては、よほどの決心も要りますし、また、いろいろな角度からこれは検討した上でないと、軽々にきめるといふわけにはまいらぬと思ひます。ただ、いづれにいたしましても、非常に零細な方々が過重な負担にたえ切れぬ、こういう点については、何らかの形で政府として対処していかなければならない、かように考へる次第でございまして。

○山口(鶴)委員 かつて佐藤総理大臣は、電気ガス税は悪税であるという名言をお吐きになったわけでありまして、私は、電気ガス税は悪税であるかもしれぬが、むしろこの国民健康保険税こそはまさに苛政求、悪税中の悪税である、佐藤総理大臣も、気がついたらたぶんそういうふうにならぬんじゃないかと思ひます。

そこで、私は最後に意見を申し上げておきたいと思ひます。昭和四十三年度の地方財政計画は、国に四百五十億を貸したりました。そうして地方財政は非常に好転をしたかのごとき印象を与えました。新聞の論調等もそういう面が非常に多いわけでありまして。しかし、現実は一歩どつかといへば、過疎地域においては、国保税で、先ほど私が申し上げたように、年収二十万円から三十万円、あるいは三十万円から四十万円という低所得の階層の方が、一世帯一万円をこえるような高額な保険税を負担しなければならぬという現実。また、大都市におきましては、交付税でもって息をつくというふうな、およそ大都市にふさわしからぬ財政状況も一面ではあるわけでありまして。しかも住民税はどうかといへば、所得税に比べても非常に高額な、何と申しますか、課税最低限を比較してみれば、低所得まで無理に課税をしているというふうな現実もございまして。そういう中で私は、決して昭和四十三年度の地方財政計画は国に四百五十億貸せるどころの騒ぎではない、地方財

政が好転したかのごとき印象は全くない。特に秋吉さんに申し上げておきたいと思ひます。そういう状況だということは、大蔵当局も十分理解をいただきたいと思ひます。そうして、少なくともこの住民税の課税最低限を引き上げ、さらには、自動車取得税につきましても、十万円というふうな免税点ではなくして、これを少なくとももう少し引き上げていく。そしてまた、大都市財源についても考慮すべきであると思ひますし、特に非常に重たい健康保険税の負担については、すみやかに軽減の方策をとっていただくことを特別にお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○吉川委員長 林百郎君。

○林委員 最初に、地方財政計画の問題点を二、三お聞きして、それから法案の質疑に入りたいと思ひます。

御承知のとおり、国のほうでは総合予算主義をとりまして、公務員の給与についても五百億の予算、それは全部いくか一部いくかは別として、そういう方法をとって補正予算は組まない、こういう方針である。人事院勧告が出た場合にどうするかということも、政府の答弁全体としては、補正予算を組まないで予備費の中でまかないたい、こういうことを言っているわけですね。そうすると、そのことは、国の総合予算主義が地方財政計画のほうではどういうふうになっているわけですか。もし人事院のベールアップの勧告があつても補正予算を組まないということになると、あらかじめ地方財政計画の中にそのことが考慮されておかなければならぬのですが、それはどうなっているのですか。

○細田政府委員 地方財政計画の中では、本年度の今後年度内に追加需要として生ずるであろうと見込まれますものに対するものとして八百五十億を計上いたしております。

○林委員 そうすると、八百五十億という、万が一公務員のベールアップ、たとえば人事院勧告など出てベールアップをした。補正予算を国のほう

はかりに組まないとする。それが地方公務員のベースアップに充てるもの、それが充てられるその対象になるのだというように考えていいのです。ちょうど国の財政の中における五百億の予備費と同じような性格のものだ、こう見ていいのです。

○細郷政府委員 年度内今後追加需要として生じますものは、予想されます給与改定以外に、災害等の応急対策というものがございます。したがって、そういうものを含めまして八百五十億を計上しておるわけでございします。したがって、人事院勧告が出て、給与改定をどう政府として取り扱うか。地方の場合には、御承知のように国に準じて扱うわけでございしますが、その点につきましては、実はまだわからないわけでございします。出ました時点において、適切な処置を考えなければならぬ、かように思っております。

○林委員 国のほうで五百億組んでおるので、従来の経験値から言うと、五百億に相当するものは約七百五十億、一・五倍、これは常識としていわれているわけですね。そうすると、八百億というところ、災害の引き当てが百一、三十億しかないというところになりますね。そうすると、もし災害などがある場合は、地方財政計画のほうからも補正予算を組まざるを得ない要因が出てくる。そういうことは考えられますか。

○細郷政府委員 実は従来も地方財政計画では、年度途中で補正と申しますか、財政計画の補正計画を案は組んでおりません。実行上実はいたしております。災害が起きたような場合は、公共災害については、国は、従来の例で申しますと、予備費等をまず出すことによって国庫負担金を支出し、その裏負担としての部分については、地方債を地方負担の全額出すという処置をとっております。単独事業につきましても、発生いたしますと二年あるいは三年の期間に地方債によって処置する。そのほか災害が出ました場合に、たとえば税の減収が生ずる、あるいは応急対策の経費がかかるといったようなものにつきましては特別交付

税をもって処置する、こういうようなやり方を従来も実はとってまいったわけであります。したがって、地方財政計画におきましては、従来のような場合に見られますように、一応補正的な財政計画を組む必要はいまの段階ではないんじゃないか、かように考えております。

○林委員 私の聞いているのは、地方財政計画のほうを補正するということじゃなくて、中央が補正予算を組まなければならぬような要因が地方の財政の必要から出てくる場合があり得るか。たとえば、公務員のベースアップがどの程度になるか、あるいは災害がどの程度になるかわからない、そういうような地方財政計画の必要性から、中央が補正予算を組まなければならぬような要因が在存しているかどうか、こういうことを聞いているわけですね。

○細郷政府委員 私のほうから、国の補正予算を組むか組まないかを申し上げるのはちょっと筋違いだと思いますけれども、本年度の場合は、一応そういうような要因はないものというふうに考えております。

○林委員 そう聞いておきます。もともと、国でやらないと言ふのをあなたのほうがやると言うわけにいかぬでしょうから。
その次は、財政の繰り延べの問題についてちょっとお聞きしたいのですけれども、これは御承知のとおり、昨年の九月五日の閣議で公共事業系統の経費を七割を目途として繰り延べろ、これはドルの防衛とかあるいは財政の緊縮というふうなことから出てきているわけですが、財政のほうもそれをめどにして七割程度のものは繰り延べろ、こういう方針は中央としては出ているわけですね。地方財政についても、このときの閣議を見ますと、全体の財政の占める比重が大きいことにかんがみて、国と同一の歩調のもとでその運営をはかる必要がある、こういうような方針が出ておりますが、これはどうなっておりますか。
○細郷政府委員 国が行ないましたと同じようなテンポで行なうといたしますと、国の公共事業の

裏負担、それから地方の単独事業、公営企業等をくめるめまして約九百億くらいにのぼる、こういうふうな数字的には見込まれたわけでございします。私どもとしては、それぞれの団体に對しまして、こういう国際環境にある際であるから、国のとつております態度を勘案して、自主的にこれを判断しなさいということにいたしております。

○林委員 自主的にやりなさいということをやつていて、それで自治省としては繰り延べが大体どのように具体的に行なわれておるかということはどう掌握しておるか、説明していただきたい。
○細郷政府委員 自主的にやることを期待いたしましたので、実はその結果をトレースしております。ただ、国の場合と地方の場合と違います。これは、国の場合は、きめました予算の中からその一部を繰り延べるといふ措置をとって、ややその内容が具体的に異なるわけでございしますが、地方団体の場合でございしますと、御承知のように、年度途中におきまして補正予算を何度も組むわけでございします。国の公共事業の繰り延べにかかる裏負担については繰り延べをすることは当然のことでございますけれども、単独事業その他につきましては、年間を通じて補正予算の組み方によってそれを實現するというような場合もございします。したがって、私どもとしては、当初から自発的な態度に期待するという考えのもとに、あとの調査をいたしております。

○林委員 それはおかしい。中央政府が閣議できめて、それから、地方財政も規模が大きいから国と同一歩調をとることが必要だという閣議決定があるのに、自治省のほうは、それは自主的にまかしてはどうなっておるか知りません。それは私は、何も地方自治体の財政に中央が干渉しろとか何とか言いませんけれども、何がどの程度に進行しているかということも掌握して、そして国会で説明できないようなことは、それはおかしいのではないですか。何もあなたのほうから、ここはおくれているからこうしろとか、あるいはここは進み過ぎているからこうしろということをお言えと

いうわけではないけれども、しかし、閣議決定して、国の方針としてそうやれと、そういうことがいい悪いは別として、出ているのに、自治省のほうは、知りません、国会で質問を受けても答弁できません、それでいいのですか。あるいは言えないことが何かあるのですか。

○細郷政府委員 御指摘になられるとおり、おかしいといえおかしいわけでありましようが、国のきめましたことは、地方団体に国に準じて自発的な態度をとるようによ請をする、こういうことでございしたので、あくまでもその趣旨を實は尊重いたしましたわけでございします。
それと、もう一つは、先ほども申し上げましたように、あとを調査をするといひましても、今後追加して補正を組むかというのを押えた団体もかなりあるわけでございまして、そういったようなことから見まして、調査をいたしましてもなかなか的確なものが出てこない。計上する予定だったものをおくらしたというふうなものも出てくるわけでございしますから、繰り延べ以前に、その事業自体をおくらせるといふようなこともあり得るわけでございまして、そういう意味合いから、今回は地方の自主的判断にすべてをまかせる、こういう態度に出たわけであります。

○林委員 私のほうでちょっと説明しますが、大体こういう実情だということです。財政支出の繰り延べが地方自治体にどのような影響を及ぼしているかというふうなことです。東京都では約百億くらいのが繰り延べされておる。千葉県で五十億、神奈川県で三十六億、東京都ではそのことのために住宅や下水道などの事業にかなり影響を及ぼしている。秋田県では国庫補助事業の八〇％が発注済みなのに、繰り延べということになったので非常に苦慮している。長野県では本年度公共事業費が八月現在で百四億九千七百万円であり、七月末の事業進行状況は、発注率三六％、施行率一六％、非常にテンポがおそい。これでまた繰り延べという状態がきているので、中小土木や建設業界のほうでは、これは小さい地方の建設業者だと思

いますけれども、工事量の確保をめぐって非常に競争も激しくなっているし、倒産も出てきています。こういう非常な地域の住民の直接的な生活に及ぼす影響、あるいは中小の建設業者、あるいは各都道府県の財政のやりくりが非常に無理が起きてきているということが報告されているのですけれども、自治省はそういうことを知らないのですか、私たちがそういう材料があるのに。

○細郷政府委員 個別の県の事情は多少私も聞いておりますけれども、全国的にまとめるような調査はしなかったということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

なお、個別の県と申しましても、公共事業を繰り延べられた部分につきましては、その裏負担は当然に繰り延べになるわけでございますから、九百億のうち二百五十億ほどが公共事業の裏負担として繰り延べになる、これは明らかなことでございまして、私が特に強調いたしました点は、それ以外の単独事業や公営企業でやっておりますような事業の繰り延べについては自主的判断にまかしておる、こういうことでございます。

○林委員 そうすると、四十二年の予算で繰り延べて、それが四十三年の地方財政計画にはどういうような影響をもたらすか、それから、四十三年度地方財政計画の中には、やはり繰り延べという方針が貫かれるのかどうか、本年度財政計画との関係はどうなるのか、ちょっと説明してもらいたい。

○細郷政府委員 四十二年におきます繰り延べは、四十二年度計画の問題でございまして、四十三年度計画にそれを繰り延べ措置額として計上する、これはいたしておりません。

それから、四十三年度の財政計画につきましては、いまのところ繰り延べは考えておりません。

○林委員 そうすると、四十二年で繰り延べたものは四十三年度へいけばやっつけよう、四十三年度だけ繰り延べたんだ、しかし繰り延べをしなればならない財政の事情というものは、ますます深刻になってきているわけですね、それでいいんですか。

○細郷政府委員 四十二年の繰り延べのうち、地方団体ですでに予算に計上したもののついて繰り延べをいたしますときには繰り越しという形で出てまいると思います。その際は当然のことながら財源措置を伴っておりますので、そのまま執行が四十三年度繰り越される、こういうことであらうと思います。

○林委員 だから、それはわかります。それは常識論でわかるのだが、それは、繰り延べた、要するに財政を緊縮した財政の方向へ努力していく、だから今年度予算も約七割は繰り延べて財政を緊縮していく、そういう方針を立てた。ところが、それはドルの防衛だとか、あるいはいわゆる財政の硬直とか、総合予算主義とか、そういうことを必要とする条件というものはことしはなおきびしいわけですから、昨年よりはずっと、そういう場合、四十二年度だけやったのだが、四十三年度ではもう財政的な裏づけがあるのだから、好きにやっつけようというふうなことで手放しているわけですか。

○細郷政府委員 四十三年度の地方財政計画におきまして、単独事業につきましては、対前年伸び率を国の公共事業の伸び率と同じに一般的にはしております。ただ長期計画の要りますようなもの、たとえば道路でありますとか、あるいは下水でございますとか、港湾といったような住民の福祉に非常に深い関係のあるものにつきましては、これをいけば優先と申しますか、重点的に施行してはおります。こういう意図のもとに、それらについては実は伸び率を高くいたしております。

○林委員 それから、もう一つの問題で、地方債計画の問題ですけれども、今年度は前年度に比べて増加は非常に低いように思いますけれども、私のほうの調査によりますと、昭和三十五年からの前年度比二五割ずつ地方債の発行が伸びているわけですが、ことしの地方債計画は前年度に比べて八・八割という数字が、私のほうの手

持ちの数字には出ておりますが、そんなところでございますか。

○細郷政府委員 四十二年度は六千六百九億でございます。四十三年度は六千七百七十三億でございます。その間百六十四億の伸びでございます。ただ、昨年は公営企業の再建債といった特殊な事情のものがございましたので、そういったものを除きますと、昨年の六千八百八十九億に對しまして、ことしは六千七百三十三億、五百四十四億の伸び、いま御指摘になりましたように八・八割の伸び、こういうことであります。

○林委員 そこで、そのしわ寄せがどうなっているのかというのを調べているわけですが、これでも、この地方債計画の中で対前年度が一番低いものは何ですか。たとえば災害復旧、公営住宅、一般単独事業、公営企業債、あるいは公共用地の買収、新産都市建設というふうな、かりにこのような項目で見ても、対前年度比で地方債計画で一番伸び率の低く抑えているのはどこですか。

○細郷政府委員 一般会計債で申しますと、考え方は、補助事業につきましては、直轄事業も含めまして地方債の充当率を引き下げまして、その分を一般財源措置をする、こういうふうな方針をいたしたわけでございまして、額的に見てもいりますと、義務教育の施設整備事業が、昨年に比して、昨年の四百六億に對して三百三十二億で七十四億の減となっております。

○林委員 災害復旧も減じておりませんか、地方債計画としては。

○細郷政府委員 これは災害復旧事業の分量が低くなりましたために、数字の上で減が立っております。しかし、内容的には従来と考へ方は変わっておりません。

○林委員 ちょっとわからないのですけれども、しかしその災害の事業量が今年度は昨年度より小さくなる、昨年度は特に多かったという、そういう何かあなたのほうじゃ科学的な見通しがあるのですか。

○細郷政府委員 前年度分については、毎年当初

見込みをいたしまして、年度途中で災害が、それを越えたものが起こりますれば、地方債計画ではそれだけの裏負担の地方債を増額をいたすのが慣例になっております。過年度分については、すでに災害の規模がきまっておりますので、その分が来年度におきましては昨年度よりも小さく出ておる。そういうことから、その地方負担の裏打ちとなる地方債の額が小さくなっていく、こういうことでございます。

○林委員 いずれにしても、災害復旧は減っておる。それじゃ公共用地の買収計画ですね、これは空港とか万国博覧会等があるのですが、これは幾らの伸びになっていきますか。

○細郷政府委員 一つは、この地方債計画で言いますと、公共用地の先行取得事業というところで、いまのようなものを消化するわけでございまして、それにつきましては四十二年度の六十億に對しまして四十三年度は百三十億という伸びを示しております。

○林委員 パーセントで言うとう何割ですか。

○細郷政府委員 一五・五割くらいになります。それから、あと空港でありますとか、万博でありますとかというものにつきましては、一般単独事業の中で処理をいたしております。それは昨年の二百六十五億に對して三十億の増、こういうことでございまして。

○林委員 新産都市建設の地方債計画は幾らの伸びになっていきますか。

○細郷政府委員 新産都市の建設事業債は昨年の七十億に對しまして百五億、三十五億の伸び、こういうことになっております。

○林委員 パーセントにすると五〇割ですね。

○細郷政府委員 さようでございまして。

○林委員 これははいずれまた詳しく聞きますけれども、そうすると、教育施設に對する地方債の伸び率、災害復旧に對するいろいろの説明がありまして、それけれども、むしろ非常に低く、あるいは減っておるといふのに、公共用地の先行取得あるいは新産都市建設というものが非常に伸びているという

ことは、この地方債全体の対前年度の伸び率を非常に低く押えている、そのしわ寄せがまた地域住民の教育だとか、住宅だとか、そういうところへ、あるいは公営企業等も非常に低く押えて、しかも起債の条件としたら、料金の引き上げ、合理化等が条件になっていますけれども、そういうところへしわ寄せがくる、大きな事業、大きな資本家がそれにくっついてい事業というふうなもの、地方債計画も伸び率が五〇％、一〇〇％というふうなので、こうやっておいて、そして教育あるいは公営住宅あるいは災害復旧等の伸び率は非常に低く押えてきている。地方債の伸び率を低く押えたしわ寄せがそういうところにきている、こういうようにわれわれ見られるのですけれども、それはどうですか。

○細郷政府委員 せっかくのお話でございすけれども、実は私どもは全く反対の考え方を持っております。と申しますことは、先ほども申し上げましたように、財政計画におきましても、住民福祉に密接な関係のあるものについては、特に去年よりも、去年と申しますか、去年に対する伸び率を一般の事業よりも大きくして、重点的にそういうふうに使おうに財政運営をするようにということをお願いしております。地方債計画におきましても、いま申し上げましたように、補助事業等について地方債の額を、伸びを減らしておりますけれども、この分は交付税の財政需要額に、織り込むことによって財源措置は完全にやっておりますということから見ますと、別に住民福祉のほうへしわ寄せするようなことは全然考えていないわけでありす。義務教育につきましても、減になります分は交付税において需要増を見ていく、こういうことによつて市町村の財政運営に支障を来たさないようにという考えでございまして、むしろ反対に新産都市等、あるいは先行取得等の起債をふやすことによつて、地域住民の生活福祉がそれによつて増大せられるような方向に起債を振り向けよう、こういう意図に立っておるわけでございます。

○林委員 私は、地方債計画の中であなたに聞いているわけですから、交付税まで広げていって、その分は交付税で見ますから、林さんの言うことは反対でございまして、それはあなた土俵をかってに広げている話になっているわけですね。現に自治省で新規要求した都市特別対策事業とか交通安全対策事業の起債なんというのは削られていくわけでしょう。それをあなた方よく実態を知っているはずじゃないですか。この点についてはこれ以上私は申しませんけれども、そして、一方では、万博だとか新国際空港だとか公共用地の取得だとか、新産都市建設だとか、こういう事業関係の起債は優先的に非常に率も高くしているというところは、起債計画の中で明らかではないか。私はそう考えるわけですが、この点はもうこれで、時間がありませんので、いずれまた詳しく聞きたいと思ひます。

そこで、本法案について、これももう十分聞かれておりますので、ごく大筋だけ聞いていきたいと思ひますけれども、非常に常識的なことを参考までに聞いておきたいのですが、所得税の四十一年度納税義務者は約九百万人、こういう数字が出ておるわけですが、住民税の所得割りの納税義務者は、本法で底上げしたとして、所得税の四十一年度千九百万人に対してどのくらいになるのですか、納税義務者の数は。

○松島政府委員 昭和四十二年の所得割りの納税義務者は二千四百六十三万人でございますが、今回減税によりまして従来のような増加をいたしませんので、大体二千四百万人前後であるというふうな考えております。

○林委員 そうすると、所得税の納税義務者と住民税の所得割りの納税義務者との差というものはやはり五百万人程度あるということですか。四十一年度に所得税の納税義務者千九百万人という数字が私のほうにあるのですが、あなたの言う二千四百万人という約五百万人……。

○松島政府委員 所得税の納税義務者は昭和四十一年度で千八百四十八万人でございまして、昭和

四十二年ではいまちょっと数字を持っておりませんが、千九百万人程度だと思ひます。

○林委員 そうしますと、結局所得税を納めなくていい人で住民税の所得割りを納めなければならぬ人が約五百万人くらいいる、そこを聞いています。そう理解していいですか。

○松島政府委員 そういうことでございす。

○林委員 大蔵省の昭和四十二年減税案の資料によりますと、標準世帯の年間基準生計費は約六十三万七千円、こういう数字が大蔵省のほうから出ておるわけなんですけれども、このたびの措置で標準世帯の年間基準生計費を割っておる人たちにも地方税の所得割りはくるのだ、こういうふうには理解していいですか。

○松島政府委員 そのとおりでございす。

○林委員 生活保護を受けておる、教育扶助とか住宅扶助とか最低生活保障の実績見込みと比較して、さらに課税最低限度が私のほうの数字では約七万円という低い数字ですけれども、生活保護、教育扶助や住宅扶助やいろいろありますけれども、こういうのを全部もつた標準家族の実収入実績見込みとこれと比較するとどうなるのですか。

○松島政府委員 生活保護のほうは、四十二年の基準は、これは地域によって異なりますが、東京で夫婦子三人の場合をとりますと四十万二千六百二十五円になっております。今回の予算でさらにこれが若干引き上がることにしたいと思いますので、四十三年度の基準はこれよりさらに若干上回ると思ひますけれども、これに一応対応すると考えられます夫婦子三人の場合の住民税の課税最低限度は御承知のとおり五十三万二千円でございます。

○林委員 そうすると、実際はことしはこの生活保護が上がりまして、生活保護を受けておる人にも、そういう生活保護を受ける基準の人よりも下回った人にも地方税の所得割りがくるというこ

とはないと言つていいですか、そういうことはあり得るのですか。

○松島政府委員 いま申し上げましたように、生

活保護の四十二年の夫婦子三人の場合、東京をとりまして四十万二千円でありまして、これがかかりに一割上がりまして四十四万円、二割上がりまして四十八万円でございます。住民税のほうは五十三万円でございますから、生活保護を受けられる所得の方に課税されるということはありません。

○林委員 生活保護を受ける基準の収入の人にもくるのかどうかということをお聞きしておるのです。それは絶対ない、そう言つていいですか。

○松島政府委員 ないと思ひます。

○林委員 それではそう聞いておきます。そこで、本四十三年度の税収の実際上の増収分は幾らという数字になりますか。

○松島政府委員 実質上の増加という御趣旨がよくつかめませんが、昨年度の財政計画上、見積もりました税収見込み額に對しましては、四千六十二億円の増でございます。ただ、昨年度は、御承知のとおり、年度の途中で経済の上昇に伴ひまして自然増収が相当ございましたので、実質上の収入は相当ふえておると思ひますので、それとの差し引きでは三千億程度の増収になるものと見込んでおります。

○林委員 そうすると、地方税法の改正措置によつて減税される分はどのくらいですか、総金額で。

○松島政府委員 七百四十二億円の減税でございす。

○林委員 そうすると、実際の増税が約四千億、それでこれによつて七百四十億減税になるといふと、税負担の数字から言ふと、昨年度より約三千三百億税負担が重くなる、こう見ていいですか。

○松島政府委員 税負担が重い軽いの問題は、収入と申しますか、所得との相対的な関係で、収入の面から申しますと、七百四十二億が減税になり、自然増収を見込みまして四千億の増収、こういうことになるわけでございます。

置によって七百億近く減税されるといっても、税負担の総金額から言えば、自然増という形で三千三百億の税負担が昨年度よりは重くなる、総額です。その質や色は私はあなたに聞いていたわけじゃない。そう見ていいかどうか聞いていたのですね。

○松島政府委員 税収入の増は、七百四十二億の減税を含めまして、四千億の増収になる、こういう見込みでございます。

○林委員 そうすると、昨年度と比べて負担の重くなるのは幾らですか。それを私は聞いていたのですね。

○松島政府委員 いま申しましたように、税収入として四千六十二億の増でございますから、絶対額としてはこれだけふえる、こういうことでございます。

○林委員 その次に、三百五十条の問題ですけれども、これは私はどうしてもわからないのです。百分の一・七という基準をしいたのはどういうわけですか。

○松島政府委員 現在、標準税率が百分の一・四でございますので、大体二割増くらいのところまで百分の一・七程度になりますので、過去におきましては、二割をこえて税率を引き上げます場合には特別の手續があった事例もございまして、その辺を基準に置いたものでございまして。

○林委員 だから、二割というのは、どうして二割というのでやるのですか。もう少し何か科学的な根拠がなければ——こういう地方税法で規定されている地方自治体の課税の権能を自治大臣が制限するわけなんですから、それを大体二割で押えたらいいだろうというのはいささかどうなんでしょうか。

○松島政府委員 大体と申し上げましたのは、一・四の二割増しでございますと、一・六八でございますので、それより上の一・七にいたしましたので大体と申し上げたわけでございますが、過去において上げましたような場合には、二割増をこえますような場合には、いろいろ調整規定が

あった前例もございまして、そこに基準を置いた、こういうことでございまして。

○林委員 それじゃ、どうしてその二割増で押えたらいいだろうという、その二割増はどうして出てくるのですか。

○松島政府委員 二割増というのがどこから出たかというところでございまして、二割がいいか、二割五分がいいか、三割がいいかという絶対的な基準はございませんけれども、こういうものをきめます場合には、必ず事例等を参照してきめるのが適当であろうというところで、二割増ということを一応目標にしたわけでございます。

○林委員 これはいま細谷委員の御発言にもあるように、制限税率があつて、その中で地方自治体が条例によってしんじやくできるものにワクをはめるのですからね。そういうことでしよう。そのワクをはめるのに大体二割、その二割の根拠もはつきりしないというのはいささかどうなんでしょうか。

これは地方自治体に対する非常に大きな制限になるわけですよ。そういう重要な制限をやるのに、二割という根拠がどうもちつとも権威のある根拠ではないように思ふのですが、もう少し説明してみてください。

○松島政府委員 税率を、特に一つの納税義務者が大きな固定資産税を納めます場合に、税率をきめするにあつて慎重を期していただきたいという趣旨からの規定でございまして、何も二割が絶対であるということではございせんが、従来例からいまして、二割程度をこえるというところになれば、やはりそこには慎重な手續が必要であらう、こういう判断でございまして。

○林委員 二割という考え方もあるし、一割という考え方もあるだろうし、標準税率はもうきまつてゐるし、二・一も上は押えられているわけですよ。その中から二割というのは、何か地方財政計画からいってこうだとか、そういうようなものはないのですか。大体のめどで二割と押えれば何でいいのですか、何が合理的なんですか。

○松島政府委員 地方財政計画その他から特別にきめたものではございせん。いま申し上げましたように、過去におきまして、二割をこえる増税をいたします場合には、それについてのいろいろな手續があつた事例もございまして、それらを参考にいたしてきめたものでございまして。

○林委員 地方自治体が地方税法によって、一定のワクの中で、財政自主権、そういうものを操作しているわけでしょう。それを一・七で押えて、そうして非常に特殊な場合以外は、もうそれ以上課税させない。まだ二・一というワクもあるわけですから、そういうことをするのには手續——二割上げる場合には、いままで法律できめた、あるいは議会の承認が必要だからやるということではおかしいのではないですか。地方財政計画全体からいってこうだ、本件に該当するような大固定資本というものはこうだ、これから計算してこうなつて、これは地方財政計画にあるいは地方自治体の財政自主権に影響するようなことになりまして、二割上げる場合にはこういう手續だった、今度も二割にしてそういう手續をとりますでは、話が逆じゃないですか。

○松島政府委員 財政計画からというやうな問題であるよりは、特殊な団体におきまして特殊な税の課税のしかたについての運用の問題でございまして。また、二割をこえたからといって、直ちにそれを制限するという趣旨のものではございせん。一応私どもも御相談にあつて適切な措置を講じていきたいという趣旨のものでございまして、一・七をこえれば全部押えてしまふという性質のものでございせん。運用の問題でございまして、大体二割をこえたところを一つのめどにしたものでございまして。

○林委員 運用というならば、これは三百五十条があつて、そうしてワクもきまつておつて、地方自治体がその中で自分の財政需要に見合つて自主的な運営をしていけばいいので、運用の問題をどうして法律で規定して、ワクをはめて、そうして

地方自治体の財政自主権を侵さなければならぬのですか。そんないいかげんなものなら、こんな法律をつくる必要もないじゃないですか。地方自治体の財政にまかせておけばいいでしょう。結局大きな資本を擁護することになる。そうして、そのことのために地方税法で規定されている地方財政の自主権を侵害することになるんじゃないですか。あなたの言うやうなことだったら、何もこんな法律をわざわざつくる必要はないと思うのです。しかも、それを地方税の一部を減税するといふやうなことにからめてこういうことをする必要は何もないじゃないですか。

○松島政府委員 運用の問題だからやる必要はないという御指摘でございますが、私どももいたしまして、こういう規定を設けることが望ましいものとは考えておりませんけれども、従来の運用の実態からいまして、できるだけ税率を上げていきます場合に、慎重を期していただくことが適當であるという判断で、こういう規定を設けたといふものであります。

○林委員 慎重を期するならば、これが好ましいか好ましくないかわからないけれども、行政指導でいいじゃないか。三百五十条がちゃんとあるでしょう。慎重を期するといふことは、法律をつくつてワクをはめるということじゃないでしょう。

それじゃ、お聞きしますが、これに該当するような事例があつて、どうしても法律で規制しなければならぬやうな事例があつたのですか、なかったのですか。あつたとしたならば例を示してください。

○松島政府委員 どれがその事例に該当するかという問題については、なかなかむづかしい判断の問題でございまして、先ほどお手元にお配りをいたしましたやうな課税の状況でございまして、そういう点からいまして、税率の決定についてはできるだけ慎重を期してもらはうが適當ではないか、かやうな考え方でございます。

○林委員 地方財政は、いま御承知のとおりいろ

いる非常に困難な状況をかかえているし、その中で四苦八苦して中央の方針に寄り沿って何とかやっているという、非常に苦境な状態にあるわけですね。そういうときに、こういう弾力性を若干でも持っている機能を法律で規制するということは、ただでさえワークがはめられて、地方財政が苦しくなってきた、幾らかでも自主的な弾力性がほしいというときに、それに追い打ちをかけることになるんじゃないか。だから、私は、具体的にこの市町村でどういうことがあって、だから慎重を期するためには法律でこうしなければならぬんだという、そういう事例を説明してくださいというんです。そういう事例がどこにもないのに、法律でどうしてきめるのですか。あなた、こういう大きな固定資産を持っているものから何か言われて、取られちゃ困るからこれで押えてくれと言われて、そちらのほうのことを考えているのですか。それとも地方自治体のことを考えているのですか。具体的な事例を出してください。

○松島政府委員 大企業から言われてやっておるわけでもございません。私もといたしましては、これでもって制限税率以下でみんな押えようというのを考えているわけではございませんで、どういふ税率をきめるにいたしまして、やはり全体を考えてやっていたことが必要であるというふうに考えまして、自治大臣の指示ができるようにしたいということでございます。

具体的事例ということでございますけれども、具体的な事例をどう判断するかという問題になります。いろいろまた意見もあるかと思いますが、一応先ほどお配りいたしました資料で、その市町村内の固定資産税が九割を占めているところもございまして、そこで超過税率を採用いたしますことによつて、何千万という税負担のふえている納税者もあるわけでございます。そういうことになりましたと、固定資産税運用の全体の面から申しまして、慎重を期していくことが必要ではないか、かように考えているものでござい

○林委員 固定資産税運用の全体の面というならば、そういう大きなところにかけるわけじゃないということですか。大きな資本があつて、そういう担税能力があるところから地方自治体が固定資産税をもらつて、それから一般住民の固定資産税を下げてやつたらいいじゃないですか。何でもいう大きなところから、担税能力のあるところから取ることをわざと押えるのですか。

あなたは、別に百分の一・七で押えるつもりはないと言いますけれども、法律であるじゃないですか。自治大臣はなるべく百分の一・七で押えろ、それ以上こえる場合は特別の場合だということとで、百分の一・七以上に上げちゃいけないというところが、今度の改正の原則でしょう。固定資産税運用の全体から言つても、そういう大きな資本から、幾ら担税能力があつても、まとまったものを取つてはいけない、それは結局、そういう大きな固定資産を持っている大きな資本を擁護することになるのじゃないですか。もしそういうところがあつたら、幸いだから、そういうところから——たとえば、発電の施設とかなんとかいふところは、あなたも御承知のとおり、そういう大きな固定資産があるために、川は荒れたり、土地はくずれたり、地域の住民はたいへん被害を受けているというんです。そのために地方自治体はいろいろの支出をしなければいけなくて、そして、膨大な利益をあげているのだから、そういうところから固定資産税を取つてもいいじゃないですか。それも幾らでも取れというわけではない。地方税法でちゃんとワークはまつているのだから、どう考えたって、これは、大きな固定資産を持つていての独占資本というのですか、そういうものの擁護のためにやるというよりほか考えようがありませんけれども、あなたの言う、そういうところから固定資産税をあまり取ると、固定資産税運用の全般からいって慎重を欠くということはどういう意味ですか。

○松島政府委員 何度も申し上げますように、一つの納税義務者が、その市町村の固定資産税の三

分の二を、あるいは、場合によりましては九割をこえる固定資産税を納めているわけでございますから、いわば税率を引き上げるという場合に、一番大きな影響を受けますのは、そういう固定資産の所有者であらうと思ひます。したがひまして、税負担の面から申しましても、そういう場合はやはり慎重な配慮のもとに行なうべきであらうというふうな考え方でございまして。

○林委員 そうすると、あなたのいま言う九割を取つて例というのとはどこで、その固定資産を持つて居るのはどういう会社ですか。

○松島政府委員 先ほど資料でお配りしてございしますが、九割を占めておられますところは、福島県の楡枝岐村、只見町、この町村の固定資産税はいずれも電源開発株式会社の資産でございまして。それから長野県の三岳村、王滝村、これは関西電力でございまして。それから岐阜県の朝日村、宮川村、それから愛知県の富山村、これは中部電力であつたと思ひます。それから和歌山県の北山村等でございます。

○林委員 みんな電力会社じゃありませんか。それが何十億という年間の利益をあげている会社でしよう。私は長野県の出身だから、三岳だとかはよく知つておりますけれども、こんな山村の乏しい自治体としては、何の収入もない村に大きなダメージがあるのだから、そういうところからもらつて、その運用については、もし自治体にそういう大きな資本のひもがつくという場合は、行政的な指導をしていけばいい。そういう乏しい財源しか持つていない自治体が、年間何十億という利益をあげる電力会社から税金を取ることが何でいけないのですか。結局、あなたの方のこの法律というのは、電力会社の固定資産税をできるだけつけてやる、あまり取らせないようになすということとでこの改正をしたいというよりほか考えようがないじゃありませんか。どうですか。

○松島政府委員 私どもがこの法律案を提案いたしております趣旨は、何度も御説明申し上げたとおりでございます。ただいま電力会社の擁護と

いうような気持ちは持つておりません。

○林委員 電力会社の利益を別に考えているわけじゃないと言つて、いまあなたのあげた例はみんな電力会社じゃありませんか。これによつて恩恵を受けるのは、いまあなたのあげた例でも、ほとんどみんな——中部電力、東北電力というような大電力会社です。だから、口でどんな弁解をしようが、事實はそうなんだと言ふよりほか考えようはないと思ひます。

私は、この問題についてはまたいろいろ質問したいと思ひますが、あとの時間が参りましたし、幾ら言つても何です。最後に、別にこれとは関係ないのですが、消防庁に、所信表明の質問になるわけですが、ごく簡単なこととお聞きします。松山市の大可賀の門通というところがあるのですけれども、ここに昭和工業の大きな石油タンクが四つばかりあるのです。これは五万トンの原油タンクが四基あるわけですね。昭和三十四年から三十六年の間に設置されている。このタンクの直径が約六十二、三メートルあるのに、住宅からこのタンクの距離が約二十五メートルないし二十八メートルしかない。これは法律的にいつて、このタンクの設置が適法だといえますか、どうですか。丸善石油のタンクです。

○佐久間政府委員 丸善石油のたゞいま御指摘のありました例につきましては、私も何も事情を伺つております。それで、ただいま御指摘のありました距離の問題でございまして、これは消防関係法令の規定に適合した状態になっているということも申し上げかねると思つております。

○林委員 消防法の十條の三と十二條で、タンクの直径に該当する距離だけ人家から離れていなければならぬというのに、その直径の半分しかない。この辺は消防法の十條の三と十二條に違反している。

それからもう一つ防油堤ですが、これは危険物の規制に関する規則の二十二條にあるのですけれども、要するに大きなタンクの容量の五〇%、そして四つ並んでいまして、そのほかのタンクの

容量の一〇%のものが一つの防油堤の容積として、そういう容積を持つ防油堤をつくらなければならぬのが、そうなっておらない。この事実を知っていますか。

○佐久間政府委員 ただいまお話の点は聞いておりません。

それから、なお先ほどの点でございしますが、違法かどうかということにつきましては、なお断定するのいろいろ問題があるように思っております。と申しますのは、松山市のほうで処分をいたしました当時の省令でございしますが、その後改正をいたしておりますが、改正前の省令につきましては、解釈上疑義があつたようでございますが、そういうような点を考えてみますと、はっきり違法といえるかどうかということにつきましては、なお問題があるかと思ひますが、いずれにいたしましても、法令の趣旨からいたしまして、これは適法な措置ではない、かように考えております。

○林委員 これはあなたの方知つてゐるはずですよ。防油堤の容量も基準に合つておらないわけですよ。ワックを一つずつやつて、一つのタンクの一定量が入るような防油堤をやつてゐるだけで、全体の防油堤の容量というものは、大きなタンクの五〇%、ほかのそれぞれのタンクの一〇%の容積を持たなければならぬ。これは持つてないわけですよ。もし何なら、私も一度あなたに質問しますから、調べてください。

そこで、あなたは適法とはいえないと言つていますけれども、適法といえない場合は、消防庁としてはどういう措置をとるのですか。どうなさるつもりですか。これはもし地震でもあつて、新潟地震のようなことでもあつたらたいへんですよ。五万トンの原油タンクが四つもあつて、人家から二十五、六メートルしか離れていないというのでしよう。それで防油堤は一ぱい、いつでもあふれるような状態になつてゐるということは、これはたいへんですよ。ここでときどきタンカーから原油タンクへ油を移す最中に、タンクの油があふれ

たから火気は厳禁だといつて、住民のかまどの火やたばこまで消さないという通告が二度もきてゐるといふ地域の住民の話もあるわけですよ。この付近の魚は油くさくて食べられない、船だまりに魚を入ると、五分足らずして死んでしまふ、子供たちは水浴や濡しんができてゐる、こういう状態なんですよ。しかも消防庁は、これは適法でない——これは違法ですよ。違法だけれども、あなたがこゝではっきり言つちゃうと松山市も困るだろうと思つて、だいたひ遠慮した話し方をしているすけれども、これは明らかに違法ですよ。そういう場合に消防庁としては何の手も打てないので

○佐久間政府委員 先生いま具体的にいろいろ例をおあげになりましたけれども、私も詳しく聞いておりませんが、ただこの状態は、いずれにいたしましても保安上好ましい状態ではないと考へております。したがひまして、松山市のほうに對しまして、すみやかに是正するように、解決に努力するようにということ、従来も指導をいたしてきております。

○林委員 指導をいたしたいと思うので

○佐久間政府委員 指導をいたしております。

○林委員 指導してその後改善されたのですか。

○佐久間政府委員 これは前からいろいろ話はあつたようでございますが、私は、これはすみやかに解決しなければいかぬ事態だと思ひましたので、現地の事情も、松山市あるいは県の地方課長を呼びましていろいろ聞いたわけでございますが、昨年の三月には消防庁の次長名をもちまして松山市長に、現状は保安上好ましくないもので早期の解決に努力するようにということを通知も出したわけでございます。その後、ときどき状況の報告を求めているような次第でございます。

○林委員 あなたがそういうふうにして、その結果がどうなつたかといふ聞いてゐるのですよ。依然として前どおりじゃないですかと聞いてゐるので

○佐久間政府委員 松山市の話では、この解決の方法といたしまして、関係の地域の住民の方々に、ほかにより適当なところがあるならそこに移転をしていただく、そして、それについての十分な補償の措置は、会社のほうとよく御相談することにして、こういうふうなことで、松山市にあるいはまた市議会にも、そのための特別委員会ができて、いろいろ努力されておる、こういうことでございします。私ももといたしましては、これは現地の地方公共団体あるいは地方公共団体の議会がそういうことでせつかく努力をされておるものならば、その努力の結果を期待しよう、こういうふうな気持ちでおるわけでございます。

○林委員 これまた、きょうはあれですから、その後の経過をひとつ説明願ひたいのですが、ただ人家を移す話をしてゐるというけれども、人家のあるところにタンクがきたのです。タンクがきてあふないから、おまえのほうに移れという、そういう指導は、それこそ大きな資本の前には消防庁もどうにもならない、そういうのならそれでいいですよ。われわれもまた考えなければいかぬ、それほどのものなら、それで膨大な予算をとつてやつて、こんな危険な——タンカーからタンクへいま原油を移してゐるけれども、漏れてしまつたからあふないから、たばこを吸わないでくれといつて付近の住家へ言つてきたこともある。あとからできたタンクなんですよ。こんな横暴に對して消防庁が何もできないというなら、それはそれできょうのところは聞いておきます。この問題はまたあとでお尋ねしたいと思ひますけれども、考えなければいかぬ問題だと思ひますが、私の質問はこれで終わります。

○吉川委員長 三木喜夫君。

○三木(喜)委員 地方税法の一部を改正する法律案の提案の理由をいろいろ検討して読ましていただきました。なお、いままでの質問もいろいろつづきに検討してみまして私思ひますことは、この提案理由の中にもはつきりあげておられますように、「地方税につきましても、地方財政の状況を考慮しつつ、極力負担の軽減合理化をはかつてまいつたのであります。」「こういうことが書いてありますが、やはり負担の軽減ということが、地方の行政の骨子でなければならぬと私は思ふのです。そういうたてまえから、この考え方は私は賛意を表するわけですよ。しかし、ここにはきつめて抽象的に書いてありますので、どのように極力負担の軽減をはかられたか、また合理化をはかられたか、この二点について、どなたからでもけっこうですから御説明をいただきたい。

○松島政府委員 地方税につきましては、古い時代から申し上げるときりがないと思ひますけれども、最近のことについて申し上げますと、昭和三十一年度、四十年年度の二カ年度にわたつて、従来から住民税の課税方式には、御承知のとおり本文方式とただし書き方式との二つがございまして、大部分の市町村はただし書き方式を採用しておりました。ただし書き方式は、御承知のとおり、その税率の刻み方におきまして、また税率の定め方におきまして、きつめて自由といへば自由な面がございまして、それがひいては地域間に負担の非常にアンバランスを生じていたということがございします。これをまず改善することが、当時住民税にとつては最大の問題であつたわけでございます。これを昭和三十一年度及び四十年年度の二カ年度にわたつて改正をいたしました。そして、現在の形にいたしましたわけでございます。その際に税率につきましても標準税率制度に改めまして、その税率の幅も五割増までにとどめるというように改正いたしましたのが、最近におきます最も大きな改正でございます。

さらに昭和四十一年には課税最低限の引き上げをいたしまして、各種控除をそれぞれ一万円ずつ引き上げまして、課税最低限にいたしました。夫婦三人の給与所得者で約八万円の課税最低限の引き上げを行ないました。

昭和四十二年度は、地方財政の状況もいろいろ

困難な面がございまして、特別の改正はいたしませんでしたが、住民税、事業税を通じて、専従者控除につきまして、青色申告、白色申告ともに二万円ずつ引き上げるという改正を行なつてまいりました。

昭和四十三年度の改正につきましては、御案内のとおり、住民税の課税最低限を大幅に引き上げるといふ改正をいたそうとしていたわけでございす。また、事業税の面につきましても、先ほどの山口先生の御質問にお答えいたしましたように、当初免税点という制度がございましたが、それを基礎控除に改めるとともに、その基礎控除の額を大幅に引き上げてまいりましたが、さらにその後事業主控除というふうに改めまして、これもほぼ毎年度引き上げをはかつてきておりまして、現在二十七万円になっているわけでございす。

今年度はさらに事業主控除の引き上げはいたしませんでしたが、専従者控除を大幅に先ほど申し上げましたように引き上げることになりました。また、中小事業者の負担の軽減をはかるという考え方を持っておるわけでございす。その他の税につきましても、それぞれそのときの状況に応じまして、地方財政の事情の許す限り軽減につとめてきたつもりであります。

○三木(喜)委員　そこで、いまおっしゃいましたようなことは、不敏ではありますけれども、私もその表に出ておりますいふような形は承知しておるつもりであります。

そこで、二つの要素がこの地方の税の問題、財源の問題につきまして相克しておると私は思うのです。一つは個人の負担をなるべく軽くしたい。これは冒頭申し上げました軽減ということになると思うのです。しかしながら、地方はまた逆に独立財源でも何でも財源がほしい、税金を多く取るとか、あるいは財源がほしいとか、こういうことを言っておるわけですね。しかし、いま私がお聞きしました要点に立ちますと、個人の負担が、客観的に物価の値上げもあるでしょうし、あるいは

また収入の増もあるでしょう。これと比較してみまして過重にならないようにすることが、軽減ということになるのではないかと私は思うのです。したがって、いま言われましたことが、個人のそうした負担にどのように影響しておるかというところをつぶさに検討していくことが、抽象的に言つて軽減ということになるのではないかと思ふのです。その点をひとつお聞きしたいと思ひます。表面、税制の上で改正した点はわかります。しかし、市民あるいは住民にどのような影響を返つてきて軽減されたかという具体的な点をひとつお示しいただきたいと思ひます。

○松島政府委員　たいへんむずかしい御質問でございまして、御指摘のありましたように、地方税は地方団体がその財政収入を得るために、住民に対して賦課する強制的負担でございすから、一方においては、財政収入の面からいへば、地方団体としてはいろいろな仕事もございすし、できるだけ多いほうがよいということもございす。一方、それが住民に課される負担であるという面から申しますと、納税者の側からいへば、できるだけ安からんことを望むわけでございまして、御指摘のとおり、この二つの一見相反する要請をどう調整していくかということが、言つてみれば地方税の今日までの歴史であつたといつてもいいかと思ふのであります。

それで、先ほど申し上げましたような負担の軽減措置が、それでは具体的に一般住民生活にどういふふうに関係して来たかというお尋ねでございす。これもなかなか一言で申し上げることはむずかしい点でございす。たとえば、先ほど申し上げました住民税の課税方式の統一というようない問題について考えますと、これは地方の農村あるいは地方の都市等におきましては、税負担がかなり重いということがいわれておりまして、特に最近におきまして、経済の発展に伴ひまして、住居の移転ということが比較的多くなつてまいつております。今日で、東京につとめておられた方が、いなかの支店に移られたとたん住民税が非

常に重くなるというような批判が非常に強かつたわけでございす。そういう問題につきましましては、この課税方式の統一によって相当程度に解消されたのではないかと考へております。

それからまた、今回提案をいたしております住民税の改正につきましても、これも、どの程度軽減するかということにつきましましては、どの程度の所得の方がどの程度の負担軽減になるかという数字はもちろんございすけれども、そういう問題を除きまして、一般的に申しますならば、よく物価と減税というところで、物価の上がつた程度は課税最低限を引き上げるべきであるという御意見がございす。そういう面から、一体物価の上昇率と課税最低限との関係はどう考へるかという問題としてとらえますと、私どもの計算では、物価調整というところで課税最低限の引き上げをすればどの程度減税をしなければならぬかといふと、百六十六億円程度と見込んでおります。

なお、こういう方式のもとに、御承知のとおり所得税や住民税は累進税率を適用しておりますので、名目所得の増加にまで累進税率がかかつていくことによつて、所得の増加以上に税負担の増加のほうが大またで大きくなつていくという点は調整をしなければならぬという考へ方がございす。そういう面からの減税をするためにはどの程度の減税額が必要であるかという試算をいたしますと、これは約二百八億円の減税を必要とするといふこととございす。しかし、今回提案をいたしております住民税の減税は、先ほど申し上げましたように、七百億円の減税を必要とするので、これらはいずれも上回つておりますので、少なくとも物価との関係だけを考へますならば、それによります負担の増加というものは十分避けて、実質的に減税という面にも相当程度配慮がされてゐるものといふふうに考へております。

○三木(喜)委員　私、非常にふしぎに思ふことは、いままでの論議からずっと通して――あ

なたのことばじゃないですよ、国会でいろいろ論議されたことから類推いたしました、非常にふしぎに思ふことは、きょうもその話があつたわけですが、国も実質減税ゼロである、そうした中で、税金のいわゆる財源が減つた分については補てんすべきなりという意見があるわけですね。それに對して、いま答弁がありました。地方の税収の伸びが四千億ある、したがつて、財源補てんはすべきではない、しなくともよい、これは大蔵省の方がこれについて答弁なさつたと思ふのです。ね。大蔵省の秋吉さん、そういう意見でしたね。それから、次官はさういふうぐあいに答えておられる。たまたまとして補てんをするのがいいのではない、しかしさういふことは現実的ではない、さういふことなんです。それから、いま大臣が見えましたが、大臣は、この減税に伴つてこの財源補てんというものは、地方税というものが景気、不景気を敏感に感ずるものであるから、したがつて長期的な税制の上では重要な問題である、むずかしいが検討したい――私はこの大臣の答へが非常に気に入るのです。大蔵省から見えておる秋吉さんのお話では、現実にはこれは四千億伸びておるからいいじゃないかといふ突っ放し言ひ方です。それから、次官は、たまたまとして補てんする、これもやや大臣のことばに近いと思ふのですけれども、いさぐさといふことは現実的にあらず、さういふ答へだつたと思ふ。この三つの答へを考へてみましたときに、四千億地方税が伸びたといふことは、これはやはり住民の負担があるから四千億の税収が伸びたのだといふことになるわけですね。四千億の減税で、十分には物価も考へ、七百四十二億円の減税で、十分に住民個々の負担は軽くなったのだ、いまさうお話しになるわけですね。四千億も税金がとれるのに、個々の負担が軽いはずはないと私は思ふのです。そこにかゝりがあると思ひます。なぜさういふことになるのか、それをひとつ説明していただきたいと思ひます。

○松島政府委員 先ほど林先生にもお答え申し上げましたように、税負担の問題は、絶対額で申しますと、もちろん御指摘のようにふえるわけでございますけれども、その税を納められる方の所得水準そのものも上がってまいりますので、それと相対的な関係において減税になっている、こういうことを申し上げているわけでございます。税収入がふえます以上は、国民の皆さんが出されます額そのものは全体として多くなっていることは間違いございません。

○三木喜久夫委員 そうすると、やはり減税は形だけであって、形の上で減税はしておられるけれども、事実個々の負担はだんだん大きくなっておる。これは個人の収入がふえてくる、こういうところからそうなるのだ、こういうように解釈してよろしいですか。

○松島政府委員 国民の所得の増加に対応いたしましたは、税収は、相対的には、減税をすれば少なくなるわけでございますけれども、絶対額におきましてはふえてまいりますから、いずれにいたしましても、そういう相対的な関係の問題として申し上げているわけでございます。

○三木喜久夫委員 そこで、大蔵省のほうからお話が出たように、四千億税が伸びておるから財源補てんはしなくてもいいのだ、これはことし限りの話になるわけですか。あるいは来年もそうなるかもしれない。次官の言われる、いますぐにということ、これは困るのだ。しかしながら、税の体系や、冒頭申し上げておりますように、各個人の負担を軽くしていくといいますが、極力負担の軽減をはかるというたてまえからいえば、それは負担の軽減にはなっていないという解釈に私は立つわけなんです。景気の変動は、これは非常に重要な要素でありますから、大臣の言われるような立場でものをご処理していかなければいけませんけれども、現実には、この冒頭に書いてあるところの、極力負担の軽減をはかる——これは極力軽減してないのですよ、四千億ふえておるのですから。これは地方の財源としては、それは財源を見つづける

立場からいって、自治者としては地方に対してはいいと思うのです。しかし、このことばに対しては私は当てはまらぬじゃないかと思うのです。それでいいわけですか、その点もう一度聞いておきたい。

○松島政府委員 これは考え方の問題でございますけれども、先ほども申し上げましたように、一〇の所得の方が一〇の税を納めるということであれば十分の一の負担でございますが、その方が一五になったときに一・一の税を納める、税額としては一〇・一だけふえるわけでございますけれども、一五の所得に対する相対的な関係からいえば、率は下がっているから負担の軽減である、こういうふうにいえるのではないかと、そういう問題として御理解をいただきたいと考えております。

○三木喜久夫委員 そうですか。まあ一ぺん静かに検討していただきたいと思うのですが、私はあなたの方からいただいた「地方税に関する参考資料」というのを読ませていただきました。そうしますと、二〇ページに書いてあるのですが、四十二年度の地方税、これは当初見込みは幾らになっておりますか。それから実績見込みは上がっておりますし、それから四十三年度は地方税はまた非常に上がっております。そうして租税総額の国民一人に対するところの負担額、四十二年度は六・〇、それから実績は六・一、さらに四十三年度の見込みは六・二になっておるわけですか。一〇の人が一五に上がって一・一納める、そういう形にこれはなっておりますか。

○松島政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、住民税のような、いわば所得課税に関連して申し上げたわけでございますが、ただ、税金ということになりましたと、経済の発展に伴いまして、それに応じて自動的にふえてくる税金もございします。たとえば道路財源でございますが、軽油引取税のようなものは、消費量がふえるに従ってふえてくるものもございします。したがって、そういう意味では、全体としての地方税負担は昨年度の実績国民所得に対する六・一％が六・二％になって

おりますけれども、ただ直接的な負担といたしましては、先ほど申し上げたような形になっていくものというふうに考えております。

○三木喜久夫委員 この論議はもう少し深めねばいかぬと思うのです。国民所得に対してこの比率を出しておるわけですね。国民所得に対して大体二〇％が税の限界だといわれておるわけですね。先進国と目されるところは、大体二〇％を限度にしておる。日本は軍備がないのですから、一九・六％というぎりぎりのところになっておるわけですか。国民所得ということになりますと、ここに問題があるんじゃないですか。国民所得ということになりますと、非常に大金持ちさんも、それから勤労所得者も一緒になっておるわけですね。それに比例して六・二％、一九・六％、こういうふうな例になりまして、庶民はもっと大きな負担をしておると見るべきじゃないかと思うのです。だから、そういう立場からいいますと、市町村民税、こういうものに対しての比率は一体所得に合わせてもらいたい、こういうことを私が冒頭に言ったのに対して、お答えをいただいております。

そういう検討をやられたかどうかということ、この際ひとつ聞いておきたいと思うのです。これは税の軽減とか負担の公平を期するとか、あるいは合理化とかいうことには、私はやはり大きな要素になると思うのです。抽象的な話ではいかぬので、その点をひとつお答えをいただきたいと思うのです。

○松島政府委員 国民所得の増加率を申し上げますと、昭和四十二年当初見込みが三十二兆五千億でございますが、昭和四十三年の見込みは三十七兆九千億、一七〇程度の伸びになっております。それに対して、住民税の個人分の伸びをとってみますと、約八〇程度の伸びでございます。国民所得の伸び一七〇に対して住民税は八〇程度の伸びでございますから、所得の伸びに對しましては住民税は相対的に伸びが小さくなっておりますというところは、それだけ減税になっておる

というふうに考えていただけるのではなからうかと思ひます。

○吉川委員長 ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○吉川委員長 速記を始めて。本会議散会後に再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

午後四時四十四分開議

○和南委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長所用のため出席がおくまうので、指名によりまして、理事の私が委員長職務を行ないます。

地方税法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。三木喜久夫君。

○三木喜久夫委員 この前は、減税、それから財源補てん、こういう問題、また、それから考えられる問題は、個人の負担が一向に軽減されてないじゃないか、こういう質問をしておいたわけなんです。それについて松島税務局長から御答弁をいただいたわけでありまして、もう一回、この前の質問に対しての御答弁をいただきたいと思ひます。

○松島政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、国民所得の増加に対して、個人の住民税で申しますと、先ほど私一・〇八％と申し上げましたが、これは県民税でありまして、市町村民税のほうは約一・一％になっておりますが、いずれにいたしましても、国民所得の増加一七〇％に比べては相対的に割合が低くなっております。その分は要するに減税の効果がそこにあられてきておるというふうに考えていただけるのではなからうかと思ひます。

なお、四千億の増収と先ほど申し上げましたが、そのうちの四割以上が法人関係の増でございます。法人の県民税におきまして約二百億、法人事業税におきまして千百十七億、市町村民税法

人割りにおきまして三百億の増になっておりますので、そういった点を考えますと、四十億のうち相当部分が法人関係の税収入の増加になっておるといふことがいえるのではないかと、いふふうに考へております。

○三木(喜)委員 いずれにいたしましても、一つの大きな矛盾にぶつかるとは、一方で税の軽減をや、もう一方で依然として地方の税全体は伸びておる。ここに、やはりどこかで国民が税金によるところの圧迫を受けておるわけです。したがって、この軽減のしかたというものは、やはり合理化ということがありますが、理屈に合ったようなやり方をしていたことがいいのではないかと、こう思うわけでありませう。

それから、その個人の負担の問題について、これは後ほどまた地方財政全体にわたって御検討があると思うのですが、われわれの周囲には超過負担の問題を見のがすことはできないと思ひます。これは予算委員会ではかなり論議もされておるようでありませうが、これが地方の財政を圧迫し、したがってそのことが個人の生活も圧迫してくる結果になるのではないかと、こう思うのです。それからもう一つは税外負担ですね。これはぜひぶんに前からもやましく言われておるわけですが、そうしたものが個人の上においかぶさっていく、その上に物価高がやってくるということになりますと、依然として減税という名前だけであつて、個人としては税の負担にあえぐという結果が出てくるのではないと思ひます。

そこで、簡単に触れてまいりたいと思ひますが、その超過負担の問題です。四十一年、四十二年、四十三年と、どれだけ超過負担が推定であるのか。そうしてこれに対処するところの解消の方策がとられておりますが、本年も自治大臣と大蔵大臣との間で解消の覚え書きをかわされたようでありませうが、どういふようにやつて解消していくかといふことについての計画をお聞かせいただきたいと思ひます。

○細郷政府委員 超過負担につきましては、四十

一年度で三百三十一億、四十二年で二百六十六億、四十三年で三百二十億といふように解消をはかつております。四十二年におきまして超過負担の額は、四十二年度として調べたものではございませぬけれども、四十年を基礎にいたしますと、なお千億ぐらゐあるのではなからうか、かように考へておりますが、特に四十二年におきましては、超過負担額の占める割合の比較的大きい保健所職員費その他の六事業費につきまして実態調査をいたしまして、そのうちで地方の単独事業とみなすべきものと措置を要すべきものとに分けて、措置を要すべきものにつきました。四十三年度からそれぞれ措置をいたすこととした。その六つにつきました。四十三年度は約二百七十億の超過負担の解消措置をとつております。今後四十三年度、四十四年度にわたります。事業の種類によつては必要に応じて調査をいたしまして、全体としての超過負担の解消をはかりたい、かように考へております。

○三木(喜)委員 四十三年の予算編成にあつて、解消予算として大蔵大臣の説明では三百二十億、この説明がなされておるわけなので、そこで、この記録にあるとおり読んでみますと、水田大蔵大臣は、四十三年の予算編成にあつて、解消予算として三百二十億の事業費、すなはち組んでおる。最初の一二の百九十六億は、補助金の配分方法を改善し、または地方財政計画に計上すれば措置できる。それから地方のつけ増し単独事業で処理することを要しない分は全体で二百六十七億。あとの一二、補助対象外は、経費で地方財政上財政計画に計上される分と合せて、二百五十五億と五十二億、合せて二百六十七億、この二百六十七億といふものは国の責任で見ない、こういういふような説明をしておるのです。解消予算として三百二十億といふ説明がなされておるわけなのですが、これといふ説明がどういふ関係があるのですか。

○細郷政府委員 いま申し上げましたように、昨年実態調査をいたしました六つの事業費につきま

しては、今回の解消措置が約二百七十億でございませう。そのほか調査をいたしませんでしたものに、つきましては、若干の改善をいたしておるのでございませう。たとえば、産業教育施設の整備費、そういうものの準備を直すといふようなことをいたしておりました。また公立学校の構造比率の改善をする。木造と非木造との比率を従来よりも非木造のほうにウェイトを置いていくといふような措置もいたしておりましたので、全体として三百二十億四十三年度において解消する、こういうことと、ございませう。

○三木(喜)委員 あなたの言われた額と大蔵大臣の三百二十億と違つておるじゃないですかといふことを言つておるのです。そのことはどうですか。大蔵大臣は三百二十億といふ線を出しておるわけですね。

○細郷政府委員 四十三年の超過負担の解消額は、お配りしました資料にありますように三百二十億二千三百万でございませう。大蔵大臣がどういふ数字をおっしゃられたのか、おそらくその数字をおっしゃったのじゃないかと思ひます。その限りにおいては合致しておると考へております。

○三木(喜)委員 こういう超過負担について四十二年、四十二年——いまは、四十三年の方法について言われたのですが、累年超過負担がたまつていつておるわけですね、その分についていま質問したので、その点はどうか。

○細郷政府委員 過去における超過負担の累積、それにつきましてどういふ措置をするかといふのは、確かにいろいろ議論のある点だと思ひます。ただ、私どもとしては、将来に向かつて超過負担を是正するといふことによつてこの問題に取り組んでまいりたい、こういうふうにと考へておるわけと、ございませう。

○三木(喜)委員 大臣も同じく予算委員会の質問に對しまして、「一千億円残つておるとおっしゃいましたが、私どももそういうふうには判断をいたしておりました。」「超過負担といふものは完全に消

してしまふという決意を自治省としては持つておるわけと、ございませう。」「こういうことですが、こういういふ方法で超過負担が解消できるかどうか、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○赤澤國務大臣 こういう調査を始めましたものは、言うまでもなく、前から超過負担分がありませうので、地方団体が非常に迷惑をしておつた。迷惑しておつたと申しまして、それに見合う資本の蓄積がその場でできておるとは言ひ難い、やはりその間負担区分で、国と地方との財政秩序と申しますか、国が当然持たなければならぬものをかわりに地方に持たせるといふことは、まことに相済みぬことと、ございませう。この調査にかかりまして、さつきの六事業だけより出したものがやつと結論を得た。

(和爾委員長代理退席、委員長着席)

その中には一部地方として負担すべきものもはつきりしてまいりました。また国の持つべき部分は、お手元に数字がありますと、国にのほうでいまからでも埋めましようといふことになりました。しかし、この問題を究明しましたことが大事でありまして、将来に向かつてどういふことになるかと申しますと、私どもの考へ方では、これは三年越してなしに一ぺんに解決しなければいけなかつたのに、三年でやるといふことになつたことは残念といへば残念だけれども、こういう方法で不合理が将来にわたつて是正できるといふ道が開かれたわけと、ございませう。一たんこうしたら、また次には累積があるのじゃないかといふことがすぐ考へられますけれども、それでなくして私どもは、こういう方法で検討しました内容が始終移動しますならば、そのつど正していくといふ考へ方に立つております。では、前にたまつておつた分はどうなるか、こういうことになりませうと、これは私どももいたしましては、それを返してくれと言われる声も聞かぬではありませぬけれども、しかしそれとたまたま何か、地方のそういう貴重な資金を国のほうへ吸収したといふわけでもありませんし、先ほど申しましたとおり、それ

に見合うものはやはりそこへ資本の投下が行なわれておるわけでございますので、そこはしばらくしんぼうしていただいて、将来に向かつてこういうことをなくすというところでひとつかんべんを願ったかどうかという気持ちでございます。

あわせて、先ほど御質問がありました、例の住民税の減税をしたけれども、結局来年度は、四千億円までの増収を見込んでおられた減税したことにならぬじゃないかというお考えですね、私も考えぬでもないわけでございます。ですから、先ほど質問がございました際に、税務局長には、法人分もあるじゃないか、内訳についてよく御説明したらどうかということを言っておいたわけなのです。税目を拾ってごらんになればわかりますとおり、府県税以下市町村税、たくさん中身があるわけですね。しかし法人税だからといって、これは最終は、やはりそこで税金を払っていかばそれだけ収入が減ってくるのは間違いない、考え方によつては。しかし、私どもが今度、ぜひ住民の皆さんに喜んでいただきたいと思つてこういう減税をいたしました根拠は、御案内のとおり、去年、当委員会の附帯決議をいただきました。そのときは、「住民税の課税最低限については、大中な引上げを行なうものとし」ということで、先に金額まであげられたわけですね。つまり諸控除一万円ずつ、合わせて標準世帯で十萬円の控除の引き上げをする。地方財政の現況から考へて、これをこのままのみにするとどういふ影響が来るかということについてぜひご検討も加え、頭を悩ましたわけでございます。同じ決議でも参議院のほうは、やはり同じ趣旨のことであつても、金額までは入っていません。同じ決議に沿わなければいかぬということで鋭意検討いたしました結果、今後この御決議をそのまま体して減税をいたしたいというのが筋道になっておりますので、私どもといたしましては、やはりその間におつしやるような御意見もあります。たとえば、物価調整ということで考えたら、ほんとう

の減税になっていないじゃないかと、先ほどおつしやりました来年度の増収があれば、結局同じことじゃないかといういろいろな御意見があります。それはお考えになる方々によつてこの減税の中身を分析されれば、いろいろなお考え方はあるかもしれないけれども、私どもといたしましては、当委員会の御決議を体して、結局これだけでも課税最低限を引き上げて、そして税額はいまの時点で減るということになれば、それだけ住民の方々に喜んでいただける。その中を分析すればいろいろな議論もあるかもしれないけれども、そういう考え方で、一日も早くこの減税を御決願したいということをお願いしておる次第でございます。

○細郷政府委員 たいまお答え申し上げました来年度の超過負担解消の三百二十億のうち、六事業にかかるものについて二百七〇億と私申し上げましたが、私の思い違ひで、二百三十七億の誤りでございました。つしんで訂正いたします。

○三木(喜)委員 そこでこの予算委員会の自治大臣の御答弁を私は重視したいと思つたのですが、「超過負担」というものは完全に消してしまふという決意を自治省としては持つておるわけでございます」ということですが、結局国の責任においてやるのか、その辺が非常にポイントになると思つてやるのか、いままでは、国の責任においてやることを地方が肩がわりしてやつたために累積をした超過負担ができてきた。そのポイントを大臣ひとつ言うていただきたいと思つた。

○赤澤国務大臣 先ほど国と地方との財政秩序の守備分野というものを明確にすることが本旨であると申し上げたわけでございますけれども、将来に向かつては、先ほど申しましたとおり、こういうことが再び起こらないようにということを前是として大蔵大臣ともかたい約束をした次第でございます。

○三木(喜)委員 そこで、一般質問でもこの問題は出ておるわけなんです、同じ問題ですが、しかしそのときの自治大臣の御答弁は、それは重大な問

題だから早急にそれに対処しなければならぬのだ、こういうような答えになっておりますので、私この委員会で特に詳しく聞いておきたいと思つた。

それは、当委員会において同僚の委員から質問もあつたと思つたが、要するに過密、過疎対策の一つとして、過密地区に対しての児童生徒の急増に対処して設備をやらなければならぬ。それでその市町村が非常に財政の負担が多いので苦しんでおる。こういう事態です。これは三月二十五日の朝日新聞に出ておるわけでありまして、新座町の問題です。「東京との境寄りに人口が急激に集つた。――学童増。地元には受入れる学校がない。やむを得ず両方の教育委員会が認めていた『区域外就学』が、都教育長の越境通達で打ち切られた。突然の締め出しが投げかけた波紋は大きい。人口急増地域の教育行政の混乱が、そこに、断面をみせている。」具体的には、埼玉県の新座町には学童五百人が里帰りをしてゐる。この問題に対して、まず第一に用地費に悩む町村の姿、それから国の長期的な計画を望む声がある、こういうことなんです。これについてはもう大臣はよく認識されておりますから、この前の答弁の延長としてそれは早急に何とかしなければならぬというところですが、こういう悩みを持つておるところは各地にあると思つた。そういうところを、どういふやり方をやつていくことが合理的であるのかということですね。緊急対策として、その地域に対して超過負担をしない方法を考へられたいかということですね。この超過負担の問題としてこの問題を具体的に提起したわけですが、これについてひとつお答えいただきたいと思つた。

○赤澤国務大臣 人口の移動が激しいために御案内のとおり非常に過密地帯が新しく出てくる。また反面過疎地帯もできるわけでございます。行政措置がおくれおくれになることはこれはやむを得ないと思つた。しかしおくれたからといってこれは一日もゆるがせにできませんので、

交付税の配分あるいは起債の措置その他学校用地取得などにつきましては、新しくまた予算を確保するとかいろいろ努力はしております。そういう間にありまして、やはり先ほどの超過負担などの問題が起る可能性はたくさんありますので、こういった方面もいままで大蔵当局といはう問題点を煮詰めてまいりましたし、そういう考え方にのつとめて、地方には御迷惑のからないうようにということで対処していかなければならぬと考えております。

○三木(喜)委員 長期的な計画を望む声が非常に強いということなんです、長期的にはどういふぐあいにお考えになりますか。私は、とにかく公営住宅の増という場合には、学校とかあるいは公営施設をつくらなければならぬということには前提があると思つたのです。私企業の場合、建て売り住宅をどんどんつくる、そのためにどんどんふえていくというような場合には、あるいは公共用地の取得とか不労所得といふますか、そういうようなものを得た場合の、地域に対する還元のかた、こんなものをあわせて土地政策として、あるいはその地域の過密政策としてやはり考へていく必要があるんじゃないかと思つたのです。これはやはり地方が悩んでおる問題ですから、国の長期計画としてどういふふうに対処していくか、私はこれが必要だと思つたのです。いまの大体のお話であれば、超過負担にならぬように国としての措置をとつていきたい、こういうことにならうと思つたのです。それしか方法がない、こういうことにならぬのですが、結局地価の高騰というやうな問題もありませんし、そういたしますと、特に東京都の周辺地域においては、地価問題とか土地政策というやうなものをやかましく言うておりながら何もできないわけなんです。そのために悩むのは善良な市民です。もうけるやつはうんと土地でもうけるわけなんです。そういう点をどういふふうにか考へていくかということもこれは必要じゃないかと思つたのです。そういう点は自治大臣の権限やあるいは自治省のワケ内においてお話をしておるわけ

はありますが、幸い大臣がおいでになりましたから、そうした点は各省ともひとつ連絡の上で各方面から考える面がないかということをお聞きしておるわけなんです。

○赤澤國務大臣 御指摘のとおりでございます。もう現状では、先ほど申しましたとおり政策のほうから追っかけ追っかけ進んでおる状態だ、こういうことでは、いつまでたちましても、たゞいま御指摘のような問題の解決はできないわけでございます。そこで、いま土地利用を中心としての計画等にお触れになりましたけれども、やはり根本はそこです、無秩序な膨張というか、過密地帯が無秩序にできてくるということでは、長期計画などを立てようとしたとしても、かえってそれが支障になることもあり得るし、もっと広い視野に立って、広域的な立場から新しい開発計画を立てて、その一環として土地の利用区分その他のことを、それぞれ担当の省は違いますが、進めていかねければならぬ。やはり総合計画を一日も早く樹立するということが私は必要じゃないかと考えております。

○三木(喜)委員 そこで、自治大臣として特に答えをいただきたいことは、この新聞にもこう書いておるわけなんです。「この問題はこれまで国会でも取上げられてはいる。」これは社会党の長谷川さんが取り上げたと思うのです。「補助率の引上げ、起債ワタの拡大、利子補給の実施といった要望も市町村から繰返し出されてきた。だが、いまだに、これという手は打たれていない。」こういうふうに書いてあるわけなんです。で、文部省は、こういう急増市町村の学校建設が苦しいというのは地方財政の問題だというように逃げてるわけですね。文部省ではこれに対する解決の方途は示さないわけなんです。これは自治省の問題として考えられておるわけなんです。この前も長谷川さんがこれについてあなたに質問されたときに、大臣としても、これは重要な問題だから考えなければいかぬ、こういう前向きな御答弁はいただいておるけれども、具体的な答弁にはなっていないですね。それについて、新聞にそう書いておられますから、私も非常に気になるので、きょうはそういうことに対して大臣のはっきりした御答弁をいただきたい、こう思つて質問しておるわけなんです。

○赤澤國務大臣 急激に膨張する地帯、やはりそこに社会資本の投下が必要ないから、いろいろな学校の施設、公共施設の問題あるいは道路の混雑の問題なんかが生まれてくるわけでございます。しかし、これは先ほど申しましたように、総合的な計画が立ちませんと、いつでも行政があとを追っかけている姿になりますので、いましばらく時間をいただきまして、こういった問題を根底から解決するというか、計画に乗せていかねければならぬ、かように考えております。いまでも全然こういう地帯を放置しておるわけではありませんので、不十分でありますけれども、起債の重点的な配分の中にはまず先に数えてもおりますし、ものによっては、利子補給の問題等についても御指摘があったわけでございますけれども、地方団体が困らないように前向きでこういった問題も急いで解決していかなければならぬと考えておる次第でございます。

○三木(喜)委員 その答弁でもうしかたがないですけれども、あなたの御答弁を読んでみますと、こういう答弁をされております。「これは政府部内でも慎重に急いで検討しなければならぬ問題の一つである、かように考えております。」「急いで検討しなければならぬ」というところに重点を置いて読みますと、急いで検討されたならば、きょうあたり答えが出ると思うのです。これは三月九日です。きょうでもう二十日ほどたつてゐるわけですね。そこで、大臣としてもあるいは大蔵省との折衝の中で急いで検討いただいておりますかと思つて聞いたわけなんです。その点を検討する機会、それをどういうぐあいに持たれるつもりなんです。予算委員会が済んでしまつたらそれでいいわ、これではちょっと困ると思うのです。こういうところは非常に苦しんでおられるようです。

○三木(喜)委員 次に移ります。この資料の提案理由のところに、合理化をはかるといふことが書いてあります。そこで、ほとんどみな言ひ尽くされていまして一つお聞きしておきたいのですが、自動車取得税の問題です。これも、予算委員会の際に若干の徴税費等について、あとを七、三に分ける、こういうことなんです。それを、阪上さんだつたと思うのですが、そんなことをせずに、いっそのことを市町村に全部渡したらどうか、こういう説がなされております。これは大臣、お聞きになつたのだらうと思つて、しかし、当時それについて大臣は何の答弁もないわけなんです。私はこれについて松島税務局長にお聞きしておきたいのですが、あなたが「合理化をはかつてまいつたのであります」と言われる以上、理屈に合つておるかどうかということが問題だと思つた。

○赤澤國務大臣 急いでこういった問題を解決するのは処理しなければならぬことは言うまでもないことですが、三月に答弁したときからもう何日かたつてゐるが、やつたか、やつたかと言われまされども、なかなかそう簡単にはまいりません。気持ちとしては、何も予算期が済んだからほつておくという考え方は毛頭ございせん。いろいろな将来のことも考えまして、地方団体が非常に困つておられますいろいろな問題を根っこから解決したいと思つておればこそ、各省に關係ある総合計画など一日も早くという気持ちで準備を進めておるわけでございます。

○三木(喜)委員 次に移ります。市町村に道路目的財源を与えるということで新設をいたします自動車取得税をなせ一〇〇〇市町村に交付しないのかというお尋ねでございますが、現在の財源の分配から申しますと、市町村のほうは非常に少ないわけでございます。ですから、できるだけ多いことが望ましいことは御指摘のとおりでございます。ただ、徴税技術の面から申しますと、自動車取得税を自動車の登録の際に徴税いたしますことにいたしましたので、そういった面からいたしますならば、府県税にするほうがはるかに能率的に、合理的に徴収できるのでないか、かように考えまして、府県税として一応創設することにいたしました。ただ、それを、それでは市町村との間でどう配分するかという問題でございますが、御説のとおり一〇〇〇市町村に交付するということも絶対不可能なことではないと思つております。ただ、今度の道路整備五年計画によりまして、府県は全く道路事業費の負担がふえないかと申しますと、府県もそれ相当にふえるわけでございます。したがって、現在目的財源として与えておるとはいえ、それでもなお十分でないという状態でございますので、せつかく府県に徴収させる以上、その一部を府県に財源として交付するのが適当ではないか、かように考えております。また、

先日も申し上げましたように、税として徴収します以上は、徴収するものにやはりそれ相当の責任を持ってやっていただかなければなりませんので、全部市町村に交付するということになりますと、その辺に多少問題もあるのではないかと、かような配慮をいたしておるわけでございます。

○三木(喜)委員 話が二つになりましたから、両方ともばうっとした御答弁しかいたしただけなかつたわけですが、最初の分は阪上さんの質問で、それに対して大臣は何の答えもなさってないわけですか。

これは大臣にお伺いしておきたいと思うのですが、あなたにお聞きしたのは、合理化をはかつたと、こうおっしゃるなら、道路の目的財源としては、市町村はこれだけあるんだ、県はこれだけあるんだ、だから、それが七、三に分けていい率になつておるから分けるという、こういう積算の基礎があるかというところが一つ。それから、今度の道路整備五カ年計画というものは六兆何千億ですか、その中で市町村の占める位置はこれだけだ。府県はこれだけの率を受け持たなければならぬ。その率はこれだけかということとをひとつ示してもらいたいということ。それから、この間もちょっと聞いておりましたが、市町村道の改良とか舗装とかというところの進捗しておる率は、それだけ入れても四十六年までに〇・三〇だという話を、太田さんの質問のときに聞いたわけなんです。現在どれだけの進捗率があるか、舗装され、改良されておるかということも、合理的ということを書いております以上、やはりこのことも考へに入れなければいかぬじゃないか。その三つの要素について分析してお聞かせいただきたい、こういう質問をしていくわけなんです。その上で大臣の御答弁をいただきたい。

四千六百億程度と見込んでおります。それに対して、市町村分が約七千億という見込みでございます。

それから第二点の、道路事業の改良が、この五カ年計画でどの程度進むかというお尋ねでございますが、昭和四十二年三月末現在におきます市町村道の実延長は八十四万六千キロメートルでございます。そのうち改良済みが十萬五千キロメートル、改良率にいたしました二・四〇となつております。また舗装済みは四萬四千キロメートルでございます。今回の道路五カ年計画でどの程度進捗するかという問題でございますが、そのうちの公共事業として行なわれます事業分につきましては、改良が千三百二十五キロメートル程度、また舗装は千四百三十七キロメートル程度の予定でございます。したがって、改良済みの延長の割合は一・二・五〇、舗装済みの割合は五・四〇となる見込みでございますが、しかし、道路整備五カ年計画の事業費のうち大半は市町村の単独事業でございますので、このうち公共事業で行なわれます分はごくその一部にすぎません。したがって、問題は、その単独事業の実施分についてどれだけの道路の整備率が高まるかということでございますが、これについては、前回お答えいたしましたように、目下建設省当局との数字について検討中でございます。

○三木(喜)委員 それと、もう一つ、府県に対する道路財源としては独立の財源が与えられておりますね。その分は幾らになるのですか、その御答弁をいただきたいと思ひます。

○松島政府委員 新しい道路計画に対応しまして、特定財源でありますガソリン税あるいは軽油引取税が、今後ある程度の伸びを示しながらふえていくという前提に立つて試算をいたしておりますが、それによりまして、現在までの特定財源、すなわちガソリン税、石油ガス税の譲与税と軽油引取税とで約一兆円の見込みでございますので、特定財源率は六九〇程度になるものと見込んでおります。

ります。なお、今回新設をいたします自動車取得税のうちの三割程度が府県分に入りますので、それを加へますと、府県の特定財源充当率は七五〇程度と見込んでおります。これに對しまして市町村の特定財源充当率は、今回新設されます自動車取得税の七割相当額が充當されるわけでございますが、そこで市町村の事業費に對しまして約二四〇と見ております。

○三木(喜)委員 とにかくこれは、地方道全体として改良が二千六十六キロ、舗装が三千七百八十七キロ、本年舗装が三百五十キロです。四十三年度の地方道整備事業は三千九百九十九キロ、それから地方負担分は千四百三十三億、市町村道分はそのうち八百九十九億、市町村の負担分は二百七十四億、これは昭和四十三年度の計算ですね。そうして市町村道の全体が八十三万キロメートルとして、そのうち二・四〇が改良率、五・二〇が舗装率、四十六年度になりますと、一・二・五〇が改良率、舗装率が五・四〇、そういったしますと、改良率はわずかに〇・一〇、それから舗装率は〇・二〇増、これに間違いありませんか。

○松島政府委員 先ほど申し上げましたのは、公共事業として行なわれます分による舗装率なり改良率の増加を申し上げたわけでございますが、そのほかに、先ほども申し上げましたように、単独事業として相当額行なわれますので、それによつては相当の改良なりあるいは舗装なりが進むものというふうに考えております。

○三木(喜)委員 だから、いま言いましたその率は間違いはございませんか。四十六年は、改良率は一・二・四〇が一・二・五〇になる、舗装率は五・二〇が一・二・四〇になる、これは間違いないですかと聞いています。

○松島政府委員 公共事業として実施されます分によつての増加率は御指摘のとおりでございます。なお、単独事業の分につきましてはどの程度か、一応の推計でございますけれども、単独事業をさへにこれにあわせて実施することによりまして、

改良済みの割合は約一六〇、舗装割合は約八〇になるものと一応の推計をいたしております。

○三木(喜)委員 この前の太田氏の質問に對しまして、国道の舗装率や改良率といふますが、これは非常に進捗しておるのではないかと。府県についてはどういふ進捗率を示しておりますか。それも考へに入れねばいかぬのじゃないですか、この配分のものについては。

○川田説明員 府県道について申し上げますと、第五次の道路整備五カ年計画が始まつております昭和四十二年三月現在で大体改良率が三八〇、舗装率が二二〇でございます。それが公共事業で実施する分だけ上をせよと改良率が四一〇、舗装率が三八〇程度に引き上げられます。なお、このほかに地方単独事業一兆一千億円のうち四千七百億程度のもが府県の単独事業として実施されますので、そのパーセンテージを上をせよとさらに二、三〇率がよくなる、こういうことでございます。

○三木(喜)委員 大臣、以上お聞きのとおり、私はこの法律案の提案理由として、合理化する、こういうことが地方税の問題については大きなねらいだということを冒頭に書いておられる以上、この自動車取得税についても、いま申し上げましたような進捗率、それから道路財源のいままでのあり方、どれだけの改良があるか、こういうことですね。これからどれだけの改良が要るか、この三つを考へに入れて、市町村の道路財源としてこの自動車取得税を考へていかなければならぬのではないかと。そういう観点に立ちますと、阪上さんが言われた全体を市町村に渡していいじゃないかという根拠が私は成り立つと思ひます。大臣はそれについて答弁なさつていないのです。いろいろな質問が、これだけではなかつたのです。ずっと一氣に記録を読みますと、質問しておりますが、この問題に触れておられないのです。したがつて、またあらためていまのような分析に立つてお聞きしているわけなんです、どういふうがあなたにお考えですか。

○赤澤國務大臣 いま税務局長が述べました数字は、私もこゝへ持つておるわけでございます。しかし、全体から私どもが感じますところは、道路整備五カ年計画、新しくつくりましますもので六兆六千億円のうち地方持ち出し分が二兆一千億円あることは御案内のとおりでございます。この裏づけをどうするかということが、私ども一番心配し苦勞の種であつたわけでございます。そういうこととから新税などを創設せざるを得ぬということと、やっぱり自動車取得税などに踏み切つたわけでございまして、総体の計算から申しますと、公共事業の分については大体これで手当てができるんじゃないかという段階、その上にたゞいま税務局長が申しました各市町村の単独事業分もあるわけでございます。

この道路整備のことを全体考えてみます場合に、国の幹線道路は大体国道で、これは道路目的財源も大部分こゝへ流れておりますから、私は進捗率という点ではかなりいいと思つております。道路に格づけするのはおかしいですけれども、私、交通その他いろいろな面から勘案いたしまして道路へ順位をつけますならば、やはり国道に続いては府県道が来ておる。市町村道にしても、部分的にいえばやはり府県道あたりよりはもっと早く整備を必要とする箇所もあることは当然でございまして、全体から申しました場合には、順序をつけてはおかしいけれども、国道の整備がまづ先に取り上げられて、次が重要であると考えられている地方道のうちでも府県道になるのはやむを得ない。どうしても市町村道がおくれる立場になるが、たゞ、いままでも道路目的財源が市町村には全然与えられていなかったわけでござい

ますから、お考えのとおり、せつかく創設したこの自動車取得税は、全部上げて一〇〇〇多市町村の道路財源にしたかどうかというお考えも成り立ちます。しかしながら、事務当局をしていろいろ検討させました結果、いまの進行状態のもとで国道、また府県道、市町村道、あわせてどういう速度で道路整備を進めていくかということになりま

した場合には、やはりいまの段階では、一応ある額の道路事業財源は都道府県が持つておりますけれども、それにこの程度のものをさらに加えていったほうがいいという判断に立つたわけでございます。ただ、都道府県、市町村が同じ財源を奪い合うということとはまことにまずいことですけれども、私どももいたしましては、全然府県にこの財源を渡さぬということも、道路整備の上から申しましてもはなはだまずい点もありますので、いろいろ勘案いたしまして七、三に分ける、こういう結論になつたわけでございます。

○三木委員 私、五時半から三党の会議がありましたので、ちよつとそのほうに出なければならぬので、話が非常に中途はんばになつたわけですが、いまの大臣のお考えは、事務当局が配分された立場に立てば、それはだめだということはないと思つたのです。しかしながら、理屈には合っていないだらうと思つたのです。取り合ひするのが悪いと言つておるけれども、事実三と七の取り合ひになつておるじゃないか、取り合ひするのが悪いければ全部渡してしまえばいい。片方はないでしよう。それから、そうしたら自治大臣の所掌事務とか、自治省とは何するところかということから始めなければいかぬと思つたのですが、やはり私はいまの思想は非常にあふない思想だと思つたのです。市町村道がよくなつての県道であり、県道がよくなつての国道だと私は思つたのです。いまの自治省の立つておる立場なら、建設省が、それは国道だ、重要物資を運ぶために、大企業が栄えるために、こゝ言うのなら、省の立場上それはしかたがないとしても、自治省としては、やはり自治のたてまえからいへば、弱い財源のないところに財源を付与するといふたてまえに立つてもならなかつたら、あるところにまた回しておいて、そうして自治大臣のお話では、取り合ひするのはけしからぬ——おかしいではないか、實際取り合ひになつておる。それならすばつと回しておくほうが私はきれいと思つたのです。しかも市町村道については、二・五メートル以下の道路は全部削つてし

まつて、それ以上の道路を計算に入れておるでしょう。これが一つと、さらに、いまの自治大臣のおつしやられた思想の中には、——このたびは自治大臣に非常にながらばつていただきました、しかしながら、四千億も税の自然増収があり、そのほかの財源を入れると地方の財源はかなりあるじゃないか。したがつて、交付税をちよん切ろうかという考えになつたり、あるいは鉄道の納付金をやめておくかという考えになつたり、また二百五十億、いまのうちに焦げつきを償りてきて払えというふうな考えになつたり、先がたからちよつと出した超過負担の悩み、税外負担の悩みというものを地方はまだたくさん持つておるわけなんです。たまたま四千億の税の増収が見込まれたのですけれども、それもやはり地方の住民の負担において伸びておるわけなんですから、建設省とかあるいは閣議で、あるいは大蔵省から、そういう自治の基盤になるものをちよん切ろうという考え方に對しましては、大いに戦つて抵抗していただかなければならぬのに、恩恵的な考え方があると思つたのです。たまたまそういう財源を見つけてやつた。したがつてその財源というものはありがたいただいたらしいじゃないか。七割と三割、けちをつけるな。大臣のいまの御答弁を聞いておつて、そういうことは言つておられませんか、裏を返せばけちをつけるな——私はこれは、自治をやはり至大にしたいだかつたところの大臣としては、こんな考え方はいただけないと思つたのです。だからやはり、事務当局がいろいろ苦勞をなさつたことはわかりまふけれども、現実いままでも独立財源もありませんし、それからまた伸長率もよくない、こういうところに対しては、そういう配慮は、そのうちにおる者としての考え方として持つてもらいたい。上から与えるのだというふうな考え方ななくてこれに對処していただきたい、こゝ思つておるのです。そこで、阪上さんが質問されておる問題をちよつと取り上げたわけなんです、きわめて合理的じゃないと思つたのです。お考えを聞かしてもらつて、私はこれでおきたいと思つた。

○赤澤國務大臣 なかなか私、もの考えようはいろいろあると思いますが、地方財政が好転して、たいへん気をよくして、かつてなことを言つておるのじゃないかというふうにとつておる向きもありまふけれども、私どもはそうでなくて、やはり地方財政は国の財政政策とは別のものがございます。別だけれども、今日、国の内外をめぐる経済情勢が非常に悪くて国が苦慮しておられます。これは当然のことでありまふので、そういうこととは若干の措置、そして国と同一歩調をとるといふ措置をいたしましたことが、かえつて誤解を呼んでおるのじゃないかというふうな誤解されて、私はたいへん心外だと思つてあります。しかし、御指摘のとおり、長い間国との間に懸案になつておりました問題も、だいたい苦勞いたしまして一応軌道に乗せまして、あととやかく大蔵省と言ひ合ひしなくても、きちつと法律に乗せて片づけていくということもいたしました。この自動車取得税の問題ですけれども、何もこういう税を創設をしたものを恩恵的に、せつかくつたものだから喜んでこれを受け取つたらしいじゃないかということとは決して私は申しません。

それからまた、明年度の増収見込みですね、これも住民が結局負担すべきものだと思つたことは、それはもちろんそのとおりですけれども、しかしこれはやはり増収を見込みますのには、経済の伸びの速度、また所得の増大、いろいろなことを勘案いたしましてああいふ数字をはじき出しておるわけでございます。その間にあつて自動車取得税を七、三で分けたこと、これはいろいろまた御指摘になればどうも理由はあつたと思つたけれども、私どももいたしましては、とにかく何も国、府県、市町村と位をつけたわけじゃ決してありません。それは市町村が一番地方行政の基盤でございまして、これは一番重要視しなければならぬことはもちろんでございます。ですから、やはりしかし道路の現況を見ました場合に、やはり

昭和四十四年三月二十六日

大局的に言いますと、市町村道よりは府県道をまず整備するのが先じゃないかという考え方に立たざるを得ないものですから、府県のほうへも何かしかな財源を与えるという道を選ばざるを得なかったわけでございしますので、そのところはひとつ御了承をお願いいたします。

○三木(喜)委員 これでおきますが、そうおっしゃるとだんだんおかしくなってくると思いませんか。私も、自分の市町村がたがた道をバスを走らして、これを早く直さぬかというところを非常に熱望しておるものです。こういうことはおそろしく各地にあると思うのです。ほんとうに日常の生活に一番関係のあるのは市町村の道路ですからね。たまたま財源がかなり好転した、こういうふうなときに、市町村に対してうんと目を向けなければいかぬと思うのです。自治大臣も指摘されておるように、地方自治体の特に市町村の財源というものは非常に不安定な要素を持っておる、ぐっとまた減る傾向もあるのだからということでありますが、こういうときには、私は県のほうの道ができないでもないとは言っておりませんよ。県は県として、目的財源として前にも考えられておりますし、自治大臣として市町村を大事にするという考え方の中に立つてもらわなかったら、せつかく自治大臣がいままでけんかして、まあけんかということは悪いですけども、非常に言い争って地方自治を守るといふ、財政的に守るといふ立場をとっていただいたわけだが、さらに恵まれぬところ、日常生活に非常に近いところ、住民の生活に卑近なところ、これに対して光を当てるという考え方を持っていたのだかと思ふのです。私はこの点で、まだほかの点がちょっとあるわけなんです。超過負担の問題だけではありません。そのほか地方にはまたいろいろな隘路があるわけなんです。それは一つ一つこれから次の議題のときに分析されるだろうと思ひますけれども、そう考えたときに、大臣だけは、全体を勘案して大局的に立って、こういうことを——大局的に立って見て地方が少くない、いま局長が数字で

言われましたように、非常に恵まれておらぬでしょう、それはそのままでいいわというふうなことは困ると思うのです。それは七割やっておるからそのままでいいわではないですけども、特に重点的に考えなければいかぬときが来たのじゃないか、こう思ったので御質問申し上げたのです。私も地方行政にはあまりなじみがありません。私で、いろいろまだるっこいことを言つたと思ひますし、またこの後にも質問をさせていただきます。勉強してもらいたいと思ひますが、要するにきょうは、時間もありませんので、この辺でおかしていただきます。また機会があったらいろいろ大臣なり次官なり局長さんのお考えを聞かしていただきたいと思います。

○吉川委員 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○吉川委員長 速記を始めて。林百郎君。

○林委員 松島局長に。さっきの私の質問で、給与所得者の課税最低限と生活保護の最高と思われ基準との比較はお聞きしたわけですね。それで、一般申告者の最低課税限度と生活保護の基準との比較をひとつ聞いておきたいと思ひます。夫婦と子供三人で生活扶助と教育扶助と住宅扶助を受けるのは約四十三、四万円となっているわけなんです。一般申告者の課税最低限度はどのくらいですか、標準額で。

○松島政府委員 一般の事業所得者につきましては、従来から給与所得者の場合のように課税最低限というところではつきりした標準的なものを設定されておられませんので、場合によって違ふと思ひます。と申しますのは、たとえば一般事業所得者につきましても、先ほども問題になりました専従者控除というふうな制度がございしますので、その専従者が青色であるか白色であるかというふうな場合によつていろいろと違つてまいりますので、一般的には、事業所得者について標準世帯と申しますか、そういうものを設定して課税最低限というところは言っておりませんが、かりに事業所得者の所得割りにつきまして、夫婦子三人で奥さん

さんが青色専従者になっております場合の課税最低限というものを申しますと、ここから課税されるのは四十七万三千五百六十五円になっております。なお奥さんが白色専従者であります場合は四十一万二千二百三十三円でありまして、しかし一般的に専従者の数が夫婦子三人の場合に一人であるか二人であるかという問題もございします。平均的に一人となつておられますので、そういう平均的なところをとつて考えますと、いま申し上げましたものよりはもう少し課税最低限は上になるといふふうに考えられます。

○林委員 ここに調査室の資料があるのですが、これでちよつと見ているわけですが、いま言った控除、かりにそういう控除がなくて、基礎控除と配偶者控除と扶養控除、それから社会保険料の控除、これで一般申告者の課税最低限を見ますと約三十五万という数字が出るのです。そういう場合もあり得るのですか。

○松島政府委員 夫婦子三人の場合で全然専従者がいないということになりますと、四十三年で三十六万一千五百円になります。

○林委員 そうですね。そうすると、この生活保護の最低限と約七万くらいは差がある。いまあなたが出したその例で私も聞いておるわけです。そういうことになると思ひますか、そうでですか。

○松島政府委員 その面だけからとらえますと、お説のとおりになると思ひます。

○林委員 そうすると、一方では生活保護を受け四十四万前後で課税されないという人がある。一方では五人家族で専従者控除がないということとで三十五、六万ということになる、それは課税の公平さからいって、そういう場合はやはり是正されるべき事例ではないでしょうか。そう考えませんか。

○松島政府委員 事業所得者と給与所得者との課税の問題をどう考えるかというたいへんむずかしい問題に關連するわけでございますけれども、給与所得者の場合に課税最低限と申します場合

は、給与所得控除等も含めまして問題が考えられておるわけでございます。人によりましては、給与所得控除というのは事業所得者の場合の必要経費に相当するんだという考え方もあるわけでございます。いまして、それが相当するかしらないか、これは議論のあるところではございしますけれども、要するに収入金額に対して課税最低限が幾らになるかという議論として課税最低限が議論されているわけでありまして、ところが、事業所得者の場合は、収入金額に対する課税最低限が幾らかということではなくて、収入金額から必要経費を控除した残りの所得に対して課税最低限がどうかということでございます。何と申しますか、比較的次元というところは適当ではございせんが、比較的しめたがちよつと違ふというふうに考えられるわけでございます。

○林委員 あなたは比較的次元が違ふとおっしゃるが、事業所得者から事業の必要経費を引くというものは当然であつて、俸給生活者というのは事業をやっているわけではないので、必要経費というのはないわけですから、事業をやっている人はそのことによって生計の基礎をつくるのですから、それはもう何らかの所得にならぬわけですから、だからそういうものを引いて、それに対して税金をかけるのが当然だと思うのです。だから結局次元は、給与所得者がまるまる給与が手に入り、そこに税金がかかってくるのと、事業所得者が事業に必要なものを差引いて、これはどうしても引かざるを得ないものである、その残ったものに對して、それで生活していくのだから、そこに税金がかかってくるのと同じではないか。それなのに、一方は、生活保護を受ければ四十四万で、一方では事業所得者が五人家族で専従者がなければ三十五、六万、私はそういう不合理はどうしても正していかねばならぬ問題だと思ひます。これはまたいづれ、そういう問題は本格的に質問をする機会があると思ひますが、私はそう考えますけれども、こういうような人がどのくらいいるかわかりますか。わからなければ次回で

いいです。

○松島政府委員 後ほど調べまして、お答えをさせていただきます。

○林委員 私がこういうことを聞くのは、大臣もおいでになりますけれども、地方財政が余裕が出てきた、だから四百五十億もこの際中央に貸すとか何とかという問題も出てきて、何か地方財政が出世払いの証文を入れたようなものも出てくるような条件が出てきた、こういうことが言われたり、そう見られたり、大蔵省あたりもそう見ている。赤澤大臣も、どの程度抵抗したか知らぬけれども、結局それを承服したというようなことがあるわけだ。しかし地方財政は、さっきも同僚議員から超過負担の問題も出ておりますし、さらには税体系からいって、中央の税体系に比較して非常にアンバランスの点もあるし、さらには生活保護以下の人までに所得割りがかかってくるというような問題があります。そして自治体固有の事業というものを手控えるような制限も来ております。だから、決して地方財政が豊かになっていくとか、あるいは四百五十億を中央に貸してやるとか、出世払いができる条件になってきたということとは絶対にないと思うのです。やはり自治大臣たる者はこの際断固抵抗して、こういう長い間の地方財政あるいは地方税法の中にあるいろいろな不合理を是正する方向に努力すべきではないか、こういうふうに私思っています、この一つの例をもって質問したわけです。最後に大臣の所信を聞いて——同じ佐藤内閣の国務大臣だから、そうは言っても限界があると思うけれども、しかし考え方、姿勢があるかないかではかなり違いますし、あなたの見解をお聞きして、私の質問をこれで打ち切りたいと思います。

○赤澤国務大臣 先ほど御質問にございましたけれども、おとしから去年にかけて、数字が示しておるとおり、多少、わずかに地方財政の内容が健全化したと言えぬことはないわけですが、御案内のとおり膨大な借金の上に成り立っている地方財政です。ですから、私どもは、地方財政が好転した、これを機会に国に金を貸してやろうという大それた気持ちは全然持っていないことは、先ほど申した述べた次第でございますが、今回のこの抑制型の予算に協力をいたしましたことは、われわれといたしましては意味があると考えておるわけでございます。この点は、るる申し述べれば時間ばかりかかりますが、そういう立場も地方財政としては全然とらぬというわけにまいらぬわけでございます。しかし御指摘のとおり、まだ地方の行政需要というものは無限といいていくちあるわけでございますし、また地方財政面でも調整を要する御指摘の面などもまた検討しなければならぬ問題であるとは考えますけれども、冒頭申しましたように、決して地方財政が好転している気になってはいるわけではないということをおし上げて、なかなかそれでは御期待に沿わぬかもしれませんが、とにかくすべて前向きで処理していきたいと考えております。

○林委員 私はこれでけっこうです。

○吉川委員 門司亮君。

○門司委員 私からもごく簡単に、ちょっとだけ大臣に聞いておきますが、この自動車取得税について、御承知のように、自動車に課する税金というものは非常に多いのです。間接的にあるのが揮発油税、しかも、ちゃんと自動車に使うんだと書いてあります。そしてこれは一番税率が高く、六一・一％という税率をこれにかけておる。これは自動車を持つている諸君が払わなければならぬ。それからその次に、これに見合うもので石油ガス税、いわゆるプロパンに對しては三一・五％の税率がかかっている。これは自動車をもつたためのものです。その次に国税でかかれておるのが普通自動車税で、税率が大体三〇％くらいだと思っておりますが、現行は一八・八％といわれているけれども、これがかかっている。その次に小型乗用車にかかっている。それから自動車に三・三％という低い税率だけれどもかかっています。これは国税、物品税、間接税で

かけられております。その次に地方税になってくると、御承知のように、都道府県税で自動車税がかけられておる。それから市町村税で、軽自動車税がかけられておる。今度それにもう一べん自動車取得税というものをかけてくるとなると、ガソリン税その他を除いて、同じ自動車に三回の国、地方を通ずる税金がかかる。こういう実態で一体よろしいかということですね。税金はやはり一物一課の原則というものはできるだけ守るべきだと思います。従来、一つのものに二度も三度も税金をかけておったというふうな付加税制度をやめたのは、税金の本質を明らかにして、税体系をきれいにしようということだ、大体一物一課の原則を貫くというのがシャープな趣旨だったと思うのです。しかし自動車に課しては、こういうふうな三段階に税金をかけてくる。これとができてくると、とんでもないことがほかにも派生しないとも限らぬと私は思うのですが、これに對して大臣どうお考えになりますか。

○赤澤国務大臣 私もいいことであるとは考えておりません。しかし、道路の整備が緊急を要するのには、財源にたいへん窮したわけでございますので、この自動車取得税は、御案内のとおり、受益者負担的な意味でこの上にもう一つ税金をしょうていただく、こういうことで創設したわけでございます。つまり自動車というものは、営業上また生活の上で必需品の使用をなさっている向きもあつたけれども、国民全体としては、自動車はまあまあどつちかというところ、ぜいたくといふことは当然なぬかしれませんが、自動車をかうほどの人は担税力がある。しかも、それに對して道路が整備されるということは、つまり自動車を使う人にとつても決して不利益ではない。自動車の消耗の度合い等も違ってくるわけでございますので、そういった意味で、この税の創設に踏み切ったわけでございます。これは、やはり前から自動車というものは奢侈的な申しますか、奢侈的といふことはぜいたくということになるわけ

ですが、いまは必ずしもぜいたく品とも思いませんけれども、しかしこれには消費税がかかっているわけでございます。これは、やはり製造業者とあるいはこれを売ります際に、販売業者の段階でかかってくる。それから自動車税、これはまた種類がちょっと違ひまして、やはり自動車というものは財産である家、土地なんかとは違ひはありますけれども、とにかくちよつとした財産には違ひないわけでございますので、やはり固定資産税見合いの申しますか、財産がここにあるということ、こういう自動車税というものを、私はたいへんだと思つて、たいへんだと思つて、この自動車を買ふ人への負担税を見つけてお願ひすることにしたいたしましたので、この点はひとつよろしく願ひいたします。

○門司委員 どうもそういう答弁だと、ちよつとむずかしいですね。自動車は、ある場合には奢侈になり、ある場合には財産となり、ある場合には何か目的税として使つていく、目的税の定義というものは、やはり地方自治体の一つの行政の特別な恩恵を受ける人たちが目的税として納めることは、理屈としてわかりません。都市計画税とかあるいは水利利用税とかいうものは、これは住民も納得すると思つて、しかし道路というもののについては、道路がなくていいということはない。道路はつけなければならぬ。そこで財源がないといわれておりますけれども、財源は決して——予算をここで議論するわけではありませんが、防衛費その他を見ても、これは平年度五百五十億でなくらいのもの、そうしたいして大きなものにならないのじゃないか。ことしたばこの消費税を上げるでしよう。そうすると、これは本年度の収益にはなりませんが、来年度大体四百四十億になる。お酒をこしと上げておりますが、その三二％を取つてくると、百四十億というものは出てくる。一方においては、そういう国民の消費の負担による財源があるはずだ。これは、ないと

いうけれども、たばこが上がって、お酒が上がると、そういう数字が出てくる。これは隠すわけにいかぬですよ。そうすると、この税に見合っている四百四十億くらいのは、大体取らなくてもあるはずですよ。ここに私は、この税金の無理があるんじゃないかと思う。税金の体系の上から見ると、はなはだ奇怪なものであって、燃料課税を入れて、三カ所所同じものに対して税金をかけてくる、こういう行き方です。これは大蔵省の主税局の方がいいにせよ、一体こういう税体系がよろしいのかというところで聞かなければならぬと思いますが、まるで昔付加税があったときと同じような形のものでせよ。しかも税金の性格というものがおののけ。こういう形について、私はもう少しはっきりした答弁をお願いしたいと思うのであります。御承知のように、同じような目的税といわれておりましたが、もう一つ目的税があるんです。軽油取引税というの、これも自動車にかかっている。だから、こういうふうな考えでいきますと、道路目的のために使用するの、たとえばガソリンの地方譲与税があるとか、あるいはこういう軽油に対する目的税として定めてられているものとか、それに今度は自動車に対して、同じようなものに対してまた目的税をかけてくる。そうしてこういう税のかけ方は——これ以上私は聞きませんけれども、一体大臣は、こういう一物一課の原則を守らなくてもよろしい、そうしてこれは、ある場合においては従価税の場合もあるし——ほとんど全部従価税ですがね。そうして定率の税額をかけたものもあるし、今度のよう定率ではあるけれども、しかしものによって多いのと少ないのが出てくるということ。いままでの県の自動車税とか物品税とかいうものは、一つのものについて何千円とかいうた税額をかけておられますから、どちらかというと一つの地方税としての行き方としては私はよろしいかと思ひます。しかし地方税の中でこういう累進的の——まあこれは実際には累進課税にはなっておりませんが、ある意味においては累進課税に

なっているかもしれない。同じ税率でやっても高くなるからということであれば、累進課税になつていくかもしれない。しかし問題は、この税金はどこまでも目的税として取らねばならない、もう一つここで聞きをしておきたいと思ひます。これは、さっきのお話のように財産税の性格をこの税金は持っているかどうかということ。税の性格は一体何なんですか。さっきからお話になつていくように、ある一部分は奢侈税であつて、ある一部分は財産税、ある一部分は——ここまですると何だかこれはわからなくなつてくるのであります。これは何なんですか。

○赤澤國務大臣 その意味では流通税でございます。私、財産税と申しましたのは、自動車税のほうを財産税的な性格を持つておると申ししたわけでございます。流通税でございます。

○門司委員 そうすると、同じ品物がこういう形で流通税として認められる。むしろこういう形でありますから流通税と言わざるを得ないだろうと私は思ひます。それ以外の方法はなからうと思ひますけれども、自動車は動くからといって、少しその税金のほうも動き過ぎやしないかということ。流れ過ぎやしないかということ。もしこういうものが平気で通つてくるとなると、しまいにこれはえらいことになると思ひます。ことに道路に対する責任というものはどこにあるのです。だれがつけなければならぬかということ。なるほど端的に、自動車がいま非常に数が多いから、こわしている率が多いから、これを補足するためにいまおまえた税金を払えという、何というか、これは底能の原則というか——とは言ひませんが、ややそれに近いような形で税金を取らうとされておられますが、道路行政自体から考えてき、こういう二重、三重の税金を、しかも性格がおののけ違った税金をかけていくということについては、政府はほんとうに考えてもらひませんか、ほかにもまだこれと同じようなものが出てきやしないかと思ひます。

最後に私が聞いておきたいと思ひますことは、

税金は一番取りいいところから取るんだという政府のものの考え方。いま自動車は非常にたくさんある。道は非常に悪い。そうして一番使つていのは何と云つても自動車だ。だからこれに税金をかけることは世論もそうやかましくいわないだろう。最も取りいいところから取るのだという、理屈も何にもない、とにかく取りいいところから取るという政府のものの考え方。税金はすべてそんなです。たばこにしたら、お酒にしたら、みんな小さい消費者から取るのです。取りいいところから取るということ。取りにくいところからは取らないということ。したがってこの問題に對してもそういうお考えがあるかどうか。取りいいところから取るというのじゃなくて、私はもう少しそこではっきり聞きたいと思ひます。この税金の体系からいって、どうしてもこういう税金を創設しなければならなかつたという政府の理由はどこにあるのですか。先ほからお金が足りないと言はれておられるけれども、お金が足りないとは言はれないのです。予算全体から見てもこのくらいのお金がないわけでもありません。さっき言ひましたように、たばことお酒の値上げだけでも大体この税金はカバーできるはずであつて、さっきもお話がありましたように、大体それと見合うくらいのお金を政府に貸してあげようというのですから、これはなかなか念の入つたことであつて、そういう余裕のあるときにこういう新しい税金を設けなければならぬという理由は私は成り立たぬと思ひます。ただこれも、どうしてもこれをやらなければならぬという理由はほかにございませうか。

○赤澤國務大臣 ほかに理由はございせん。これは何としても地方道の整備は緊急でございます。その財源がほしかったわけでございます。その最初から道路整備のための目的財源があるわけ、これをもう少し増税してもらおうかという考え方もいたしたけれども、燃料課税はすでにまた物価に響いてまいりますし、物価にできるだけ響かぬで、道路を使うという受益者負担的な意味で何か税源になるものはないだろうかというこ

とをいろいろさがした結果、これに思ひが至つたわけでございます。これは言うまでもなく一回だけ払つていただく税金でもありますが、負担がどう納税なさる方に響いてくるかということ。いろいろ考へてみたのですけれども、まあ三つというの、たとえば五十万円の車を買ったとしますと、買ったときに一万五千元。自動車の耐用年数を三年に見る、五年に見るということはありますけれども、月割りにいたしました場合には三百円とか五百円までの金額になるわけでございます。で、そう大きな御迷惑はないのじゃないかという氣もいたしたのです。いろいろなことを勘案して踏み切つたわけですが、いま御指摘のとおり、自動車というたつた一つのものにいろんな違つた種類の税金をかけて、まだ何か課税できるのではないかとさきかへるという態度は私はよくないと思ひます。これは私は門司先生と全く同感でございます。けれども、これに踏み切りましたのは、いかにも地方道、特に市町村道の整備のために何か財源はないかということから発端であつたわけでございます。その他いろいろの国のほうで、たばこ、あるいは酒、こういった消費的のもの、すぐこれをお考えすればこれだけの出費のじゃないかというお考えがあらましても、実際大蔵大臣がある本会議や予算委員会でも説明しておりますとおり、そこには割り込もうといたしましたが、なかなかそこはむずかしいものですから、窮余の一策としてこれを創設したものであるというふうにお考えをお願いいたします。

○門司委員 私はもうこれでやめますが、そうすると、こういうことに解釈しておけばよろしいございませうか。窮余の一策でやつたのだということになれば、窮余の一策でこれはやむを得なかつたということにならうかと思ひますけれども、われわれから考えると、あまり窮余の一策ではないというふうな氣がするのです。ほかにかなりたくさんの方策があつたように考えられる。同時に、道路行政を今日まで怠つたのは一体だれの責任かという事です。私は必ずしも自動車を持つて

人の責任じゃないと考えるのです。地方の道路の悪いのはいつ始まったことじゃない。もう何年も前から悪いのはわかっておったことだ。そして国は国道だけは一生懸命にやる、いわゆる動脈のまん中だけはやるが、ほんとうの人間が生きていくとする生活道路——いわゆる産業生産に関する道路と住民の生活に密着した生活道路、この生活道路を怠ってきつた政府の怠慢が、ここになつてこういう形であらわれてきたと申し上げても、これは大臣は抗弁の余地はないだろう、そのとおりだと言わざるを得ないと私は思うのです。いろいろほかに財源がないわけではない、私どものほうから考えれば決してないわけではないのであります。ことに地方六団体からは、去年おととしくらいまでは——いつも私は申し上げたと思いますけれども、ガソリン税をふやしてもらいたい、これを一千億くらいふやしてもらえば、地方の国道の動脈に沿った道路というものの、いわゆる取りつけ道路というものが完全に行なわれる。そうしなければ国民の経済道路としての道路の十分なる機能を發揮するわけにはいかない。道路は、何も大きな国道だけができたからといって、それで全体の機能を發揮するというわけにはいかない。道路の機能の發揮というのは、都道府県道、市町村道までが完備されなければ、ほんとうの意味における道路の効率というものはあがないのだということとはだれでもわかっておる。それを政府は何年か怠つておいて、ここになつて新しい財源を見つけていくということについて、私どもはこれはどうしても納得がいかない。

それから、最後にもう一つ聞いておきたいのは、これは私の考え方が違つていれば別ですが、税法を読んでもみますと、国や何かの官庁の取得した自動車にはあまり税金をかけないように書いてあるのはどういふわけですか。これはやはり道を通るのでしょう。

○松島政府委員 御指摘のとおり、国、地方公共団体の取得する自動車につきましては、原則として課税をしないということになっております。そ

の理由は、これはもう先生御承知のとおりでございますが、課税団体であります国や地方公共団体には相互に課税をし合わないという一般原則に基づくものでございます。

○門司委員 一般原則と言われても、たとえば国鉄の問題も問題になりましたけれども、あるいは国有財産の所在市町村に対する交付金というふうなものもござえているのです。あると思うのです。私はこれだけを国がのされるというのはおかしいと思うのです。国の自動車といつても、道を歩いているのは間違いないのであつて、別に道から浮き上がつて通つておるわけではない。同じように国民に負担をかけるというならば——それはどうせ国のものも国民の税金で支払うのだから同じだといえは同じかもしれません。ふところ勘定は同じだといえはそうかもしれない。しかし、おのおのの自治体は独立しておりまして、国が全部めんどろを見てくれていなければいけません、そうではない。やはりこういう問題は、ほかのいろいろな国有財産の所在市町村に交付するやうな形も今日までそのことのためにとつてきたのであつて、地方の実際の財政をどうまかなうかということのためにああいう処置を今日までとつてきたのであつて、自動車だけ国のものは免税だということについては、少しわがまま過ぎやしないかということをお私はどうしても考える。だから、最後に、この措置によつて一体どのくらい地方税が損をしていくかということの計算、政府の税制の恩恵にあずかつてどのくらいの税金が免除されているかという数字がわかれば、この次の委員会まででよろしゅうございますから、ひとつ知らせていただきます。これです。

○吉川委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十一分散会

昭和四十三年四月一日印刷

昭和四十三年四月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局